

第5期志免町子どもの権利委員会報告書

2023（令和5）年3月

志免町子どもの権利委員会

はじめに

志免町子どもの権利条例（以下「条例」という）が施行され、16年が経過しました。

条例第24条は、条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障する機関として、志免町子どもの権利委員会（以下「委員会」という）を設けるとしています。

第5期委員会は、令和2年（2020年）9月に設置され、約2年半にわたり第三者的な立場から検証作業を行い、この度、その結果を取りまとめました。

この検証結果が、志免町の子どもたちの安心・安全な暮らしに反映され、「子どもの権利」の考え方が、子どもたち自身や子どもたちを支える大人たちの意識の中に根付き、「子どもの権利」が保障されていくことを期待します。

令和5年（2023年）3月

第5期志免町子どもの権利委員会
委員長 入江 誠剛

第5期志免町子どもの権利委員会報告書

目 次

はじめに

| | |
|--------------------------------------------------|----|
| 1. <u>第5期委員会の活動</u> | 1 |
| 第5期委員会の活動概要 | 2 |
| 2. <u>活動報告【志免町子どもの権利条例啓発・普及について】</u> | 7 |
| 志免町子どもの権利条例啓発・普及について（諮問） | 8 |
| 志免町子どもの権利条例啓発・普及に関する提言（答申） | 9 |
| 資料1 町民（子ども・保護者等）を対象とした志免町子どもの権利条例等の 認知調査..... | 15 |
| 資料2 志免町子どもの権利条例啓発・普及のための聞き取り調査報告 | 35 |
| 資料3 志免町子どもの権利条例に関する学校実態調査結果 | 39 |
| 3. <u>活動報告【志免町子どもの権利条例に関する行動計画について】</u> | 41 |
| 志免町子どもの権利に関する行動計画について（諮問） | 42 |
| 志免町子どもの権利条例に関する行動計画について（答申） | 43 |
| 4. <u>資料</u> | 55 |
| 委員名簿 | 56 |
| 委員よりひとこと | 57 |
| 志免町子どもの権利委員会だより | 65 |

1. 第5期委員会の活動

第5期委員会の活動概要

今期の活動概要をまとめたものです。14回の委員会開催と4回のグループワークの合計18回活動を行いました。

| 会議名 | 開催日 | 内容 |
|-------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 志免町子どもの 権利委員会 | 2020年 9月28日 | ・委員委嘱状交付 ・子どもの権利条例について、自己紹介 ・今期のスケジュールについて |
| 第2回 志免町子どもの 権利委員会 | 10月27日 | ・委員長、副委員長選出 ・子どもの居場所リリースの紹介と活動報告 |
| 第3回 志免町子どもの 権利委員会 | 2021年 3月15日 | ・子どもの権利救済活動報告 ・子どもの権利委員会へ諮問 【志免町子どもの権利条例啓発・普及について】 ・2チームに分かれてグループワーク |
| 第4回 志免町子どもの 権利委員会 | 2021年 7月12日 | ・諮問に対する視察先の検討 ・アンケート調査内容の検討 |
| グループワーク (Bチーム) | 8月5日 | ・子ども実行委員へのアンケート調査、聞き取り調査 |
| グループワーク (Aチーム) | 8月20日 | ・学校関係者（教育委員会、志免町立小学校、志免町立中学校）への聞き取り調査 |
| 第5回 志免町子どもの 権利委員会 | 9月27日 | ・各チームの中間報告 ・アンケート調査の結果や考察協議 |
| グループワーク (Aチーム) | 10月27日 | ・Aチームの進捗状況報告及び提言案の協議 |
| グループワーク (Bチーム) | 11月11日 | ・Bチームの進捗状況報告及び提言案の協議 |
| 第6回 志免町子どもの 権利委員会 | 11月29日 | ・アンケートの最終結果報告 ・提言（答申）案の内容協議 |
| 第7回 志免町子どもの 権利委員会 | 2022年 1月24日 | ・提言（答申）案の解説検討 |

| 委員会 | 開催日 | 内容 |
|--------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第8回 志免町子どもの 権利委員会 | 3月29日 | ・提言（答申）案の最終校正 |
| 第9回 志免町子どもの 権利委員会 | 5月30日 | ・町長へ「志免町子どもの権利条例啓発・普及に関する 提言（答申）」提出 ・子どもの権利委員会へ諮問 【志免町子どもの権利条例に関する行動計画について】 |
| 第10回 志免町子どもの 権利委員会 | 7月25日 | ・行動計画に関する協議 |
| 第11回 志免町子どもの 権利委員会 | 9月26日 | ・子どもの権利救済委員活動報告 ・行動計画に関する内容協議 |
| 第12回 志免町子どもの 権利委員会 | 11月21日 | ・志免町の不登校の現状と課題、対策について（志免町 教育委員会） ・行動計画に関する内容協議 |
| 第13回 志免町子どもの 権利委員会 | 1月23日 | ・改正児童福祉法について（子育て支援課） ・第5期子どもの権利委員会報告書確認・校正 ・行動計画の最終校正 |
| 第14回 志免町子どもの 権利委員会 | 2月20日 | ・第5期子どもの権利委員会報告書最終校正 ・行動計画（答申）の最終確認 |

【子どもの権利委員会活動】

第5期志免町子どもの権利委員会は、令和2年（2020年）9月に発足した。

第1回委員会では、志免町子どもの権利条例（以下「条例」）についての理解を深めるために、条例制定までの経過や条例、規則、権利委員会の職務について共通理解を得た。

第2回委員会では、条例第15条に規定する「子どもの居場所」を運営しているNPO法人スペース de GUN2代表の百田英子氏より中高生の子どもの居場所「リリーフ」での子ども達の様子や活動内容、関係機関との連携等について説明を受けた。また、委員長に入江誠剛氏、副委員長に助村千代子氏が互選により決定した。

条例の普及・啓発について、条例の認知度が低いことから条例の認知度を上げることが優先であるとの課題を共有した。

第3回委員会では、子どもの権利救済委員の圓入智仁氏、調優子氏、柳優香氏より子どもの権利相談室と子どもの権利救済委員制度の概要についての説明と、令和元年度子どもの権利救済活動の報告を受け、質疑や意見交換を行った。また、条例啓発・普及について、令和2年9月に実施した中学2年生アンケートより中学生の認知度、令和元年度志免町町民意識調査より町民の認知度について確認し、質疑や意見交換を行った。

第4回委員会では、2つのグループに分かれ、条例啓発・普及についてのアンケート及び聞き取り調査対象者、実施時期、内容について検討を行った。また、子どもの権利委員会だより Vol. 1 の内容を確認し、ホームページ、広報に掲載することが決定した。

【グループワーク】

Bチームのグループワークでは、子ども実行委員13名への聞き取り調査及びアンケート調査を行った。

Aチームのグループワークでは、学校関係者を対象として志免町教育委員会、志免町立小学校、中学校の教職員から聞き取り調査を行った。

第5回委員会では、各チームの進捗状況を報告し意見交換を行った。また、アンケート調査からどのように提言につなげていくかグループごとの方向性を確認した。また、子どもの権利委員会だより Vol. 2 の内容を確認し、ホームページ、広報に掲載することが決定した。

【グループワーク】

Aチームのグループワークでは、オンライン会議で提言案をグループ内で共有し、追加修正を行った。

Bチームのグループワークでは、子どもの権利救済委員の聞き取り調査内容についてグループ内で情報共有し、アンケート調査の集計結果や聞き取り調査より報告書の追加修正を行った。

第6回委員会では、各グループの進捗状況を報告し、各提言案について意見交換、協議を行った。また、第5期委員会の報告書の内容や今後の流れについて確認を行った。令和2年度志免町子どもの権利救済委員活動報告書を受領した。また、子どもの権利委員会だより Vol. 3 の内容を確認し、ホームページ、広報に掲載することが決定した。

第7回委員会では、オンラインを併用した形式で開催した。担当委員より提言案の解説を行い、内容について意見交換を行った。また、2グループの資料について、表記方法を統一しアンケート調査の所感の掲載箇所など検討した。

第8回委員会では、提言（答申）の最終校正を行った。年号や文言の表記について統一し、読み手に分かりやすいものになるよう修正を行った。また、子どもの権利委員会だより Vol. 4の内容を確認し、ホームページ、広報に掲載することが決定した。

第9回委員会では、入江誠剛委員長より世利良末町長へ「志免町子どもの権利条例普及・啓発に関する提言（答申）」を手渡した。町長より作成に至るねざらいと提言内容について検討していくと述べられた。また、「志免町子どもの権利条例に関する行動計画」（以下「行動計画」）について諮問を受け、基本目標や基本施策について2グループに分かれ協議した。

第10回委員会では、行動計画案に追加で盛り込むべき施策について意見交換し、基本施策の修正と追加を行った。また、子どもの権利委員会だより Vol. 5の内容を確認し、ホームページ、広報に掲載することが決定した。

第11回委員会では、子どもの権利救済委員の圓入智仁氏、調優子氏、柳優香氏より令和3年度子どもの権利救済活動の報告を受け、質疑や子どもの権利に関する取組、子どもの権利条例のしくみについて意見交換を行った。また、行動計画案について、課題と内容について協議を行った。

第12回委員会では、志免町教育委員会学校教育課参事の中牟田いずみ氏より「志免町の不登校の現状と課題、対策」について説明を受け、町内の小中学校の不登校に対する取組や支援体制について質疑と意見交換を行った。また、子どもの権利委員会だより Vol. 6の内容を確認し、ホームページ、広報に掲載することが決定した。

第13回委員会では、子育て支援課藤野課長より「改正児童福祉法」について説明を受け、令和5年4月より施行されるこども基本法やこども家庭センターなどについて説明をうけた。また、「子どもの権利に関する行動計画(案)」、「第5期子どもの権利委員会報告書(案)」について、審議を行った。

第14回委員会では、「子どもの権利に関する行動計画（答申）」、「第5期子どもの権利委員会報告書」の最終調整・確認を行い、令和5年3月27日に志免町長へ「子どもの権利に関する行動計画（答申）」と「第5期子どもの権利委員会報告書」を提出することに決定。

2. 活動報告

【志免町子どもの権利条例啓発・普及について】

志免町子第964号
令和2年12月15日

志免町子どもの権利委員会
委員長 入江 誠剛 様

志免町長 世利 良末

志免町子どもの権利条例啓発・普及について（諮問）

志免町子どもの権利条例第25条の規定にもとづき、子ども・大人双方に対する志免町子どもの権利条例啓発・普及のための方策について、制度の在り方を含め、具体的且つ新たな視点から、貴委員会の意見を求めます。

志免町子どもの権利条例啓発・普及に関する提言

(答 申)

令和4年(2022年)5月

第5期志免町子どもの権利委員会

はじめに

「志免町子どもの権利条例」は平成18年(2006年)12月定例議会で可決され、平成19年度(2007年度)から施行されました。これは、九州の自治体として初めての制定であり、大変画期的なことでした。

条例は、第1章総則において目的を次のように規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

この目的を果たすためには、条文にもあるように町民に幅広く子どもの権利を普及させることが必要です。

そこで、第4条において「子どもの権利の普及」に対する町の努力義務を定めています。

(子どもの権利の普及)

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じその普及に努めます。

2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

志免町では、条例に基づいて子どもの権利の普及をはじめ、様々な取組が官民挙げて行われ、一定の成果を上げてきました。

令和2年(2020年)12月15日、条例の啓発・普及のさらなる充実を図るために、第5期子どもの権利委員会に対して志免町長より以下の諮問が行われました。

志免町子どもの権利条例啓発・普及について(諮問)

志免町子どもの権利条例第25条の規定にもとづき、子ども・大人双方に対する志免町子どもの権利条例啓発・普及のための方策について、制度の在り方も含め、具体的な且つ新たな視点から、貴委員会の意見を求めます。

第5期委員は、令和3年(2021年)3月より、提言に向けた協議を開始するとともに、令和3年(2021年)8月から令和4年(2022年)1月にかけて、志免町教育委員会など、関係者からの聞き取りやアンケート調査を行いました。そして、その結果を踏まえて、このたび答申書を提出するに至りました。この提言が、志免町子どもの権利条例啓発・普及に関する今後の取組充実の一助となれば幸いです。

令和4年(2022年)5月
第5期志免町子どもの権利委員会
委員長 入江誠剛

志免町子どもの権利条例啓発・普及のための提言

1 町民を対象に子どもの権利条例について「学び、意見交換」する場の充実を図る。

志免町では、「子どもの権利フェスタ」、「子どもの権利かるた大会」などのイベントの際に、子ども実行委員やイベント参加町民に対して、講話や条例の説明が行われている。

しかし、より多くの町民を対象にした「学び、意見交換」する場に至っていないのが現状である。

例えば、今回行った条例の認知状況に関するアンケート調査¹⁾の結果から、妊産婦の認知度が低いことが分かった。この背景には、妊産婦を対象にした説明会等での周知や、リーフレットなどの配付機会が、十分ではない可能性があると考えられる。

また、町内小中学校のPTA 役員の場合は、リーフレットなどの配付物により、条例について理解を深めたいと考える保護者が多いことが分かったが、具体的な内容の認知にまでは結びついていないという現状も明らかになった。

なお、児童生徒の指導に携わる社会教育団体関係者を交えた「学び、意見交換」する場の設定も必要であろう。

以上のことから、町民のライフステージに応じた、条例について「学び、意見交換」する場の充実や、日常生活に落とし込んだ内容で、「条例が身近なものであること」を知る場づくりが必要ではないだろうか。こうした場の充実を図ることが、町民全体への啓発・普及に結びつくと考えられる。

2 日常生活とリンクした事例等を加えた啓発や施策を通じた「子どもの権利条例」に対する意識付けの向上を目指す。

行政が、啓発のパンフレット等の配付を積極的に実施しているにもかかわらず、児童生徒・PTA 役員・乳幼児の保護者を対象にしたアンケート調査の結果から、認知度の低さが明らかになり、広報活動のさらなる充実が必要であることが分かった。

そこで、こうした状況を改善するためには、子どもと保護者が興味や関心をもって子どもの権利や人権についてともに考える機会を設けることが有効ではないだろうか。

そのためには、日常生活に「子どもの権利条例」の存在を意識付ける仕組み作りが必要である。

例えば、「こんな時はどうする？」など、日常に起きうる事例や、「困った時に役立つ、こんな時に守ってもらえる」など、条例の価値や活用方法を示すことが、意識付けに繋がるものと考えられる。

併せて、さまざまな世代や立場の町民にも、自分自身に直接関わる「子どもの権利条例」であることを周知する必要があるだろう。

3 子どもの権利条例の認知度を上げるために SNS などの活用を検討する。

小学生の場合は、「出張スキッズ」、リーフレット・パンフレットの配付、遊びの要素を取り入れた「人権かるた」等が有効であると思われる。

また、中学生の場合は、小学校での取組を踏まえたうえで、条例の必要性や重要性を再認識するために、具体例や体験例を取り入れることも考えていきたい。

そこで、パンフレット等による文字での啓発に加え、視聴覚に訴える媒体も有効ではないかと考える。

例えば、日ごろから動画に親しんでいる子どもから大人まで、町内外のより多くの人たちに広く認知してもらえるように、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の活用を検討してはどうだろうか。それによって、年齢や子どもの有無等にかかわらず、さまざまなライフステージにおいて認知度を上げることができると考える。

4 小学校の児童会活動や中学校の生徒会活動、地域の子ども会活動などを通して、児童生徒が主体的に条例の周知活動に取り組むことができるように支援の充実を図る。

子ども自身の動機付けがうまくいくと主体的に動くようになり、それに応じて周りの大人の支援体制ができていくものと考ええる。

そこで、児童会活動や生徒会活動の機会に、条例に関する学びの場を設け、児童生徒ができる条例の周知活動について話し合い、取り組んでもらってはどうか。

また、子ども実行委員の児童生徒にも各小中学校で、人権啓発のリーダーとして活躍することを期待する。

さらに、地域の子ども会においても、保護者や地域の方を交えて、条例の趣旨や内容について学ぶ機会をつくるなど、大人による支援体制の充実を図ることが必要であると考ええる。

5 町内の小中学校が一体となった取組になるように、担当者連絡会の開催を検討する。

志免町子どもの権利条例啓発・普及のための聞き取り調査²⁾及び志免町子どもの権利条例に関する学校実態調査³⁾の結果から、児童生徒への学習指導や教員の研修が、組織的・計画的に行なわれていることが分かった。

その一方で、少なからず学校間に温度差が感じられたのも事実である。こうした差を小さくするためにも町内の小中学校が一体となった取組になるように、各学校に子どもの権利条例の推進担当者を置き、定期的に連絡会を開催してはどうだろうか。

こうした場を設けることで、各学校の実践が共有され、それが児童生徒への指導や教員研修の充実、さらには、町内の小中学校が一体となった取組に繋がっていくと考える。

6 子どもの権利条例も含め、法教育に詳しい教員を育成する機会を設ける。

志免町教育委員会では、志免町の学校に教員が赴任したときなどの際に、各教員に対し、子どもの権利条例の存在やその内容について、研修を行っているとのことであった。

しかし、現状として、各教員が子どもの権利条例の存在や内容を十分に理解しているとははいえず、各学校において、子どもたちに十分な指導がされているとは言い難い。

そこで、子どもの権利条例も含め、法教育に詳しい教員を育成し、各教員への研修や児童生徒に対する指導に繋げるべきである。

なお、法教育とは、法律や条例に関する知識教育ではなく、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身に付けてもらうための教育で

ある。法教育を行うことで、子どもの権利条例の立法趣旨など条例の背景にある考え方を学び、子どもの権利条例の理解に繋がるものとする。

7 教員と児童生徒が向き合う時間を確保するために、補助教員や支援員の増員配置を検討する。

志免町子どもの権利条例第10条は、「さまざまな面で行動に制限がある子どもが、社会的、経済的だけでなく、身体的、精神的な内容も含め、置かれた状況に応じて、一人の人間として生き、成長していくにあたっての必要な保護や支援を受ける権利があること」を規定している。

学校の教員には、この規定に基づき、子どもの置かれた状況を的確に把握したうえで、適切な保護や支援を行うことが求められる。この点については、今回の調査を通して、担任教員が個別面談を通して、子どもの状況把握に努めるなど、条例第10条の規定に基づく取組が進められていることが明らかになった。

しかし、同時に、多忙化が進む学校においては、教員の時間的・精神的ゆとりが失われ、子どもと向き合う時間を十分に確保することが困難であることも判明した。

そこで、こうした現状を改善するためには、町予算による補助教員や支援員の増員配置など、教員の業務改善を急ぐ必要があると考える。

(注)

- 1) 条例の認知状況に関するアンケート調査(令和3年8月～10月)→資料1
- 2) 志免町子どもの権利条例啓発・普及のための聞き取り調査(令和3年8月)→資料2
- 3) 志免町子どもの権利条例に関する学校実態調査(令和4年1月)→資料3

資料 1

町民（子ども・保護者等）を対象とした志免町子どもの権利条例等の認知調査

調査対象：子ども実行委員 小学生 8 名、中学生 5 名 計 13 名
調査方法：ヒアリング
訪問日時：令和 3 年(2021 年)8 月 5 日（木）午前 11 時～午前 11 時 30 分
訪問者：助村委員、神武委員、井上委員

- ①志免町には、「子どもの権利の日」が制定されていることは、知っていますか。
- 知っている（76.9%）、知らない（23%）
 - どこで知りましたか。
 - ・小学校での出張スキッズでの人権カルタ
 - ・学校での人権カルタ大会
 - ・学校の授業
- ②「志免町子どもの権利の日」は、いつですか。
- 知っている（38.4%）、知らない（36.1%）
 - どうやって知りましたか。
 - ・子ども実行委員会に参加して知った。
- ③シーメイトにあるスキッズについて知っていますか。
- 知っている（84.6%）、利用したことがある（7.6%）
 - 利用の内容
 - ・保育園の頃、いじめられたことをスキッズで話を聞いてくれた。
- ④スキッズをどのようにして知りましたか。
- リーフレット（23%）、学校の出張スキッズ（15.3%）、しおり（7.6%）、シーメイト（7.6%）、友達（7.6%）
- ⑤「志免町子どもの権利条例」「子どもの権利条例」では、何歳までが「子ども」で、何歳からが「大人」ですか。
- ・17歳までが子ども（38.4%）
 - ・ニュースや自動車免許から18歳までが子どもである（7.6%）
 - ・よくわからなかったけど、実行委員会に入って詳しくわかった（7.6%）
- ⑥子どもの権利条例は、どんな目的のためにありますか。
- ・子どもの権利・意見・安全を守るため
 - ・虐待をなくすため
 - ・子どもの気持ちを考えるため
 - ・多くの子どもたちの自由のため

- ・子どもの笑顔を守るため
- ・子どもも大人も対等に生活できるため
- ・子どもだからダメだというのは違うから

⑦小学校4年生の時の「子どもの権利条例」についての授業は、どのように学びましたか。

- ・ヒマワリのプリントで人権について学習した
- ・わくわく発表会で学習したことを発表した
- ・人権カルタ大会
- ・人権カルタの絵の募集の学習
- ・学校の先生以外の方が話をした

⑧小学校4年生の時の「子どもの権利条例」についての授業は、どのように感じましたか。

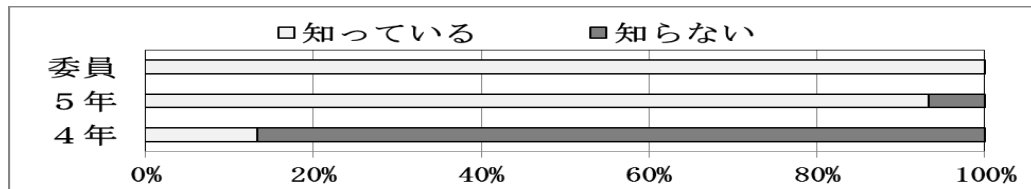
- ・用語が難しい
- ・知らない言葉がある
- ・大切なことと思った
- ・文章が長い
- ・カルタは人の絵が多い
- ・カルタが強くなりたい

調査対象：子ども実行委員 小学生 8名、中学生 4名 計 12名 回答率 100%
 調査方法：アンケート調査
 調査日時：令和3年(2021年)8月5日 午前11時～午前11時30分

※9月15日に実施した小学生(4年生・5年生)アンケートとの一部比較あり。

①志免町に「子どもの権利条例」がある事は知っていますか。

- ・知っている (100%)、知らない (0%)



●いつ知りましたか。

- ・小学生の時 (100%)

●どこで知りましたか。

- ・学校 (75%)、子ども実行委員会 (25%)

●知っている内容

| 知っている内容 | 内訳 (%) |
|-----------------------|--------|
| 志免町子どもの権利の日 | 75.0 |
| 自分らしく生きる権利 | 75.0 |
| 支援を受ける権利 | 33.3 |
| 子どもにやさしい町づくりの推進 | 6.6 |
| 安心して生きる権利 | 50.0 |
| 意見表明や参加する権利 | 3.3 |
| 家庭、子どもの施設、地域における権利の保障 | 8.3 |
| 子どもの権利救済 | 8.3 |

②子どもの権利条例は必要だと思いますか。

- ・必要である (83.3%)、必要ない (0%)、わからない (16.6%)



●必要である理由

- ・子どもも人だから
- ・子どもが快適に過ごすため
- ・条例がないと虐待されるから

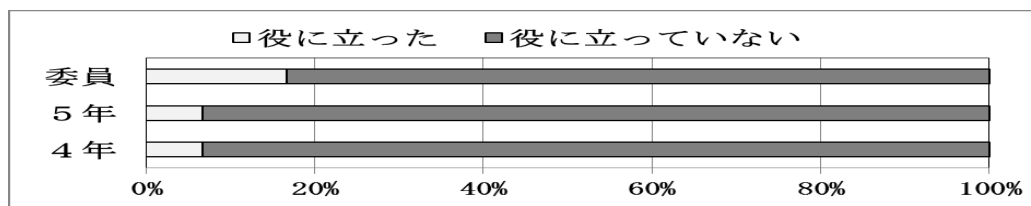
- ・条例がないと自分らしく生きていけないから
- ・一人一人の自由が大切だから
- ・子どもにとってすみよい町でありたいから
- ・子どもが安全・安心に暮らせるため
- ・子どもがよりよく生きるため
- ・子どもが伸び伸び成長できるため

●わからない理由

- ・条例をあまり知らないから
- ・条例があってもなくてもいいから

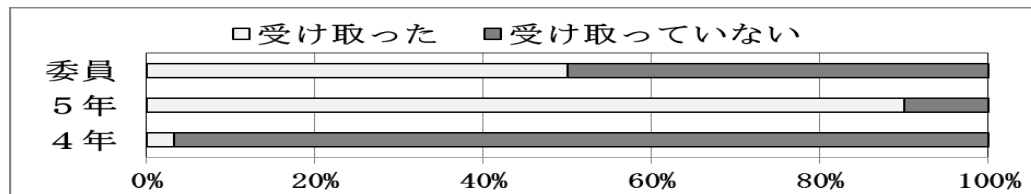
③子どもの権利条例が役に立ったことはありますか。

- ・ある (16.6%)、ない (83.3%)



④子どもの権利条例についてのパンフレットやリーフレットを受け取ったことはありますか。

- ・受け取ったことはある (50%)、受け取ったことはない (50%)



●いつ受け取りましたか。

- ・学校 (33.3%)、無回答 (16.6%)

●受け取った時の感想

- ・興味がある
- ・子どものためにいろいろと考えてくれている

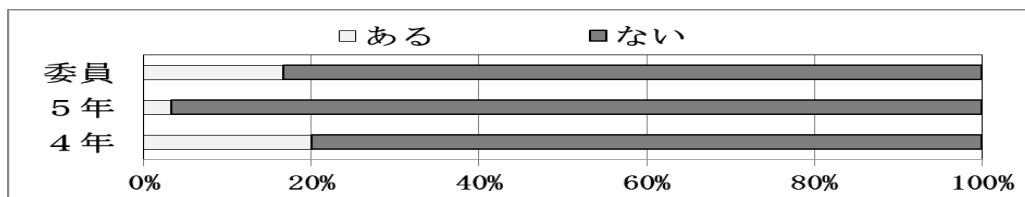
⑤子どもの権利条例を知ってもらうための活動しているものは何ですか。

| 知ってもらうための活動 | 内訳 (%) |
|------------------|--------|
| 広報掲載 | 0 |
| ホームページ掲載 | 25.0 |
| リーフレット・パンフレットの配布 | 25.0 |
| 条例冊子配布 | 0 |
| しおり・クリアファイル配布 | 58.3 |
| 出張リーフ | 8.3 |

| | |
|---------------|------|
| 出張スキッズ | 66.6 |
| 子ども実行委員会 | 66.6 |
| 文化祭 | 58.3 |
| 子どもの権利かるた大会 | 75.0 |
| 小学校での権利に関する授業 | 41.6 |
| 先生の新任研修 | 33.3 |
| 人権を尊重する町民の集い | 33.3 |

⑥子どもの権利条例について、お家の人と話す機会がありますか。

- ・はい (16.6%)、いいえ (83.3%)



●話すきっかけは何ですか。

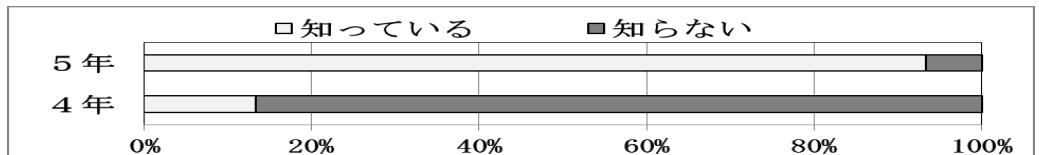
- ・子ども実行委員会
- ・カルタ大会

⑦子ども実行委員を応募したきっかけ(理由)は何ですか。しりたいことは何ですか。

- ・友達から誘われたから (25%)
- ・親に勧められたから (16.6%)
- ・子どもの権利条例を知りたいから (16.6%)
- ・おもしろそうだから (16.6%)
- ・町をよりよくしたいから (8.3%)
- ・多くの人に子どもの権利条例を知ってほしいから (8.3%)
- ・コロナが流行していても小さい子どもたちを元気づけたいから (8.3%)
- ・文化祭が楽しそうだったから (8.3%)
- ・学校からのプリントを見たから (8.3%)
- ・町のことをもっと知りたいから (8.3%)

調査対象：小学生 60 名（4 年生 30 名、小学 5 年生 30 名）回答率 100%
 調査方法：アンケート調査
 調査日時：令和 3 年(2021 年)9 月 15 日

①志免町に「子どもの権利条例」がある事は知っていますか。



●いつ知りましたか。

| | |
|------|--------------------------------------|
| 4 年生 | 3 年の時 (10%)、2 年の時 (3.3%) |
| 5 年生 | 5 年の時 (50%)、4 年の時 (40%)、3 年の時 (3.3%) |

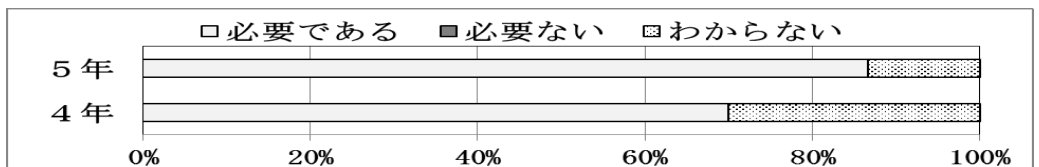
●どこで知りましたか。

| | |
|------|-------------------------------------------|
| 4 年生 | 学校 (6.6%)、家 (3.3%) |
| 5 年生 | 学校 (93.3 %)、パンフレット (6.6 %) リーフレット (3.3 %) |

●知っている内容

| 知っている内容 | 4 年内訳 (%) | 5 年内訳 (%) |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 志免町子どもの権利の日 | 0 | 17.8 |
| 自分らしく生きる権利 | 0 | 21.4 |
| 支援を受ける権利 | 0 | 3.5 |
| 子どもにやさしい町づくりの推進 | 0 | 10.7 |
| 安心して生きる権利 | 25.0 | 28.5 |
| 意見表明や参加する権利 | 0 | 7.1 |
| 家庭、子どもの施設、地域における権利の保障 | 25.0 | 14.2 |
| 子どもの権利救済 | 0 | 17.8 |

②子どもの権利条例は必要だと思いますか。



●必要である理由

<4 年>

子どもを守るため (56%)、子どもが大切だから (10%)、みんなが笑顔になるため、権利条例がないと大人が有利な世の中になるから、子どもが元気に育つため、子どもは一人では何もできないから (各 3.3%)

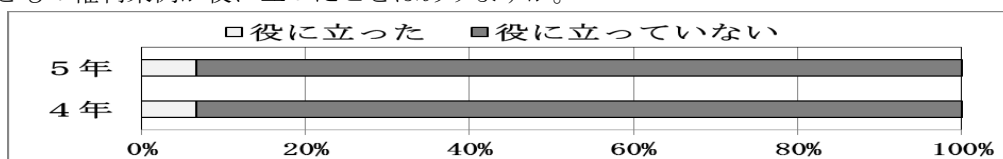
<5年>

子どもが安心して生活できるから (33.3)、権利条例がないと困るから (6.6%)、つらい時に話せるから (6.6%)、子どもに優しい町づくりのため、困っている子どもがいるから、一人でも多くの子どもを助けるため、人権は誰にでもあるから、子どもが自分らしく生きるため、子どもに支える人が必要だから (各 3.3%)

●わからない理由

| わからない理由 | 4年内訳 (%) | 5年内訳 (%) |
|-----------------|----------|----------|
| 子どもの権利条例を知らないから | 30.0 | 6.6 |
| 無回答 | 0 | 6.6 |

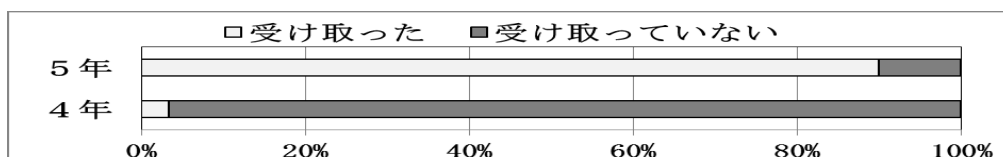
③子どもの権利条例が役に立ったことはありますか。



●いつ役に立ちましたか。

| | |
|----|-----------|
| 4年 | 3年の時 (2名) |
| 5年 | 3年の時 (2名) |

④子どもの権利条例についてのパンフレットやリーフレットを受け取ったことはありますか。



●いつ受け取りましたか。

| | |
|----|--------------------------------------|
| 4年 | 学校で (3.3%) |
| 5年 | 5年の時 (43.3%)、4年の時 (36.6%)、3年の時 (10%) |

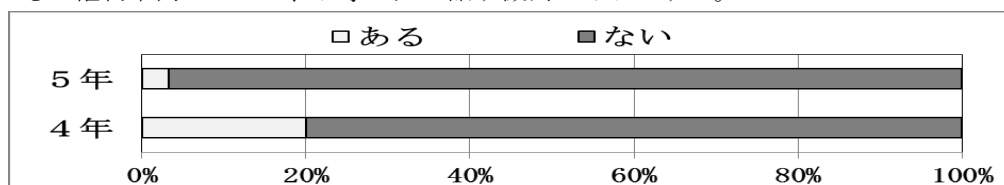
●受け取った時の感想

| | |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 4年 | 安心した (3.3%) |
| 5年 | いろいろな事が書かれている (43.3%)、難しくてわからなかった (13.3%)、よい取組ですごい (6.6%)、安心した (3.3%)、うれしかった (3.3%) |

⑤子どもの権利条例を知ってもらうための活動しているものは何ですか。

| 知ってもらうための活動 | 4年内訳 (%) | 5年内訳 (%) |
|------------------|----------|----------|
| 広報掲載 | 6.6 | 3.3 |
| ホームページ掲載 | 3.3 | 10.0 |
| リーフレット・パンフレットの配布 | 10.0 | 80.0 |
| 条例冊子配布 | 3.3 | 0 |
| しおり・クリアファイル配布 | 16.6 | 30.0 |
| 出張リーフ | 3.3 | 3.3 |
| 出張スキズ | 83.3 | 83.3 |
| 子ども実行委員会 | 13.3 | 23.3 |
| 文化祭 | 36.6 | 33.3 |
| 子どもの権利かるた大会 | 10.0 | 40.0 |
| 小学校での権利に関する授業 | 20.0 | 53.3 |
| 先生の新任研修 | 0 | 3.3 |
| 人権を尊重する町民の集い | 10.0 | 0 |

⑥子どもの権利条例について、お家の人と話す機会がありますか。



●話すきっかけは何ですか

| | |
|----|----------------------------------------------------------------|
| 4年 | スキズ (10%)、しおりをもらった時 (3.3%)、権利条例の授業があった時 (3.3%)、母親が知っていた (3.3%) |
| 5年 | スキズ (3.3%) |

調査対象：中学生 30 名（1 年生 10 名・2 年生 10 名・3 年生 10 名）回答率 100%

調査方法：アンケート調査

調査日時：令和 3 年(2021 年)9 月 21 日～令和 3 年 9 月 30 日

①志免町に「子どもの権利条例」がある事は知っていますか。

知っている 37%、知らない 60%、無回答 3%

●どこで知りましたか。各回答は 1 名

ポスター、小学校、チラシ広報、地域の集会、中学校で配布されたプリント、中学校で話を聞いた

●知っている内容

| 知っている内容 | 内訳 (%) |
|-----------------------|--------|
| 志免町子どもの権利の日 | 10.5 |
| 自分らしく生きる権利 | 36.8 |
| 支援を受ける権利 | 15.8 |
| 子どもにやさしい町づくりの推進 | 5.3 |
| 安心して生きる権利 | 10.5 |
| 意見表明や参加する権利 | 15.8 |
| 家庭、子どもの施設、地域における権利の保障 | 5.3 |
| 子どもの権利救済 | 0 |

②子どもの権利条約は必要だと思いますか。

必要だと思う 75%、分からない 25%

●必要である理由

- ・子どもたちがみんな平等になって欲しいから
- ・子どもは大切にされるべきと思うから
- ・権利は大事だと思うから
- ・差別なく生きて行きたいから
- ・子どもの権利が必要と思うから
- ・子どもが生きやすいから
- ・誰にでも権利があるから
- ・子どもにもある程度権利が必要だから
- ・子どもも基本的には大人と同じ扱いであるべきと思うから
- ・子どもが安心して生活できるから
- ・子どもの意見も大切だから
- ・子どもは一人で生きられないから

- ・自分らしく生きるため
- ・権利を守る必要があるため

●わからない理由

- ・条例を知らないから
- ・聞いた事が無いから
- ・内容が分からないから

③子どもの権利条約が役にあったことはありますか。

ある 7.4%、ない 92.6%

●いつ役にたちましたか。

- ・いつか分からないけど、あったと思う。

④子どもの権利条約についてのパンフレットやリーフレットを受け取ったことはありますか。

ある 21%、ない 79%

●いつ受け取りましたか。

- ・小学校の時（5名）
- ・中学校で配られた時（1名）

●受け取った時の感想

- ・このような条例があるんだなと思った
- ・あまり覚えていない
- ・感想は無い
- ・このような条例があると初めて知った
- ・このような活動があることを知らなかった

⑤子どもの権利条例を知ってもらうための活動で知っているものは何ですか。

| | | | |
|------------------|-------|--------------|------|
| 小学校での権利に関する授業 | 17.3% | 先生の新任研修 | 5.8% |
| 子どもの権利かるた大会 | 17.3% | ホームページ掲載 | 3.8% |
| しおり・クリアファイル配布 | 13.5% | 出張リーフ | 1.9% |
| リーフレット・パンフレットの配布 | 11.5% | 広報掲載 | 1.9% |
| 出張スキッズ | 7.7% | 人権を尊重する町民の集い | 1.9% |
| 子ども実行委員会 | 7.7% | 条例冊子配布 | 1.9% |
| 文化祭 | 7.7% | | |

⑥子どもの権利条約について、お家の人と話す機会がありますか。

- ・はい 0%、いいえ 93.3%、無回答 6.7%

⑦子どもの権利条約について多くの人（子どもたちや地域の人）に知ってもらうためにはどうしたら良いと思いますか。

- ・定期的にポスターを配って、そのときに全員で読む機会があったらいいとおもう。

- ・ひとり一人が広げる。
- ・まずは学校全体に広めたら良いと思う。
- ・そのことを書いている下記を毎月1回ひとりが10人に配ると良い。
- ・授業で教える。
- ・学校で説明する。
- ・条例の良いところを周りの人に広める。
- ・定期的にポストにチラシを入れたりして、多くの人に1回は目を通してもらう。
- ・テレビ放送などを通して皆に見てもらう。
- ・パンフレットなどを小中学校、地域の人に配る。
- ・子どもの権利条例の詳細を説明する授業の場を設ける。学校でポスターを貼ったりホームページに専用のページを作ったりすると良いと思う。
- ・自分たちが広めていく。
- ・パンフレットなどをもっと沢山のひとに配る。
- ・町のメールで、親に子どもと子どもの権利条例について話し合う時間を作って欲しいとお願いしてくれれば良い。
- ・身近に使う物に、子どもの権利条例の事を書く。
- ・会を開いたり、学級に権利条例について詳しい人を呼んだり、町でプリントを配ったりする。
- ・パンフレットなどを配布し、子どもや地域の人に知ってもらいたいと思う。
- ・まず、学校で権利の話をする授業を取り入れたり、プリントなどを配布すれば良いとおもいます。
- ・プリントを配ったりポスターにしたりする。
- ・学校などで集会を開いたり（可能であれば）地域を廻ったりなど。

調査対象：志免町内 PTA 役員（総数 54 名）回答率 85%

調査方法：グーグルフォームによるアンケート

調査日時：令和 3 年(2021 年)8 月 27 日～9 月 5 日

①子どもの権利条例がある事をご存知ですか。

・知っている 50%、知らない 50%

●どこで知りましたか。

- ・志免町の広報誌
- ・学校からの配布物
- ・志免町のホームページ
- ・シーメイト
- ・P T A活動を通して
- ・スキッツのチラシ

●知っている内容

| 知っている内容 | 内訳 (%) |
|-----------------------|--------|
| 志免町子どもの権利の日 | 26.1 |
| 自分らしく生きる権利 | 52.2 |
| 支援を受ける権利 | 52.2 |
| 子どもにやさしい町づくりの推進 | 52.2 |
| 安心して生きる権利 | 65.2 |
| 意見表明や参加する権利 | 26.1 |
| 家庭、子どもの施設、地域における権利の保障 | 65.2 |
| 子どもの権利救済 | 17.4 |

②子どもの権利条例について知りたいと思いますか。

・思う 82.6%、思わない 17.4%

③子どもの権利条例は必要だと思いますか。

・必要である 61.9%、必要ない 0%、わからない 38.1%

●必要である理由

- ・実際に困難を抱える子どもたちは多くいると考えられ、具体的に救済を図る機関や方法を明記されたものが存在することは有意義と考えるから
- ・未来を担っていく子供を守ることは大切であるため
- ・子どもを家族だけでなく、地域で守るため
- ・虐待や子供の自殺がある中、子どもを守る権利や場所が必ず必要だから
- ・虐待などを身近に感じるから
- ・子ども達が幸せと感じて過ごせるため
- ・虐待や貧困から子どもを守るため
- ・子ども達が良い環境で育っていくため

●わからない理由

・詳しい内容をよく知らない

- ・条例自体も知らなかった
- ・これまでに、はっきり配布物をみていない
- ・内容を拝見したことがない

④子どもの権利条例がこれまでに役に立ったことはありますか。

- ・ある 9.5%、ない 90.5%

●どんな時に役に立ちましたか。

- ・子どもが小さい頃、工作等のイベントに参加できた
- ・子ども達が、安心して笑顔で過ごせていること
- ・意識的に日頃
- ・スキッズのような団体が存続している

⑤子どもの権利条例啓発・普及のために配布されているパンフレットやリーフレットを受け取られたことはありますか。

- ・ある 28.6%、ない 71.4%

⑥子どもの権利条例啓発・普及活動のうちご存知のものを選択してください。

| 知ってもらうための活動 | 内訳 (%) |
|------------------|--------|
| 広報掲載 | 38.1 |
| ホームページ掲載 | 45.2 |
| リーフレット・パンフレットの配布 | 21.4 |
| 条例冊子配布 | 2.4 |
| しおり・クリアファイル配布 | 9.5 |
| 出張リーフレット | 2.4 |
| 出張スキッズ | 19.0 |
| 子ども実行委員会 | 4.8 |
| 文化祭 | 9.5 |
| 子どもの権利かるた大会 | 16.7 |
| 小学校での権利に関する授業 | 4.8 |
| 先生の新任研修 | 2.4 |
| 人権を尊重する町民の集い | 7.1 |
| 乳幼児健診でのパンフレットの配布 | 9.5 |
| 全国自治体シンポジウム | 2.4 |

⑦子どもの権利条例についてご家庭でお子様と話す機会はありますか。

- ・はい 9.5%、いいえ 90.5%

●話すきっかけは何でしたか。

- ・小学校のかるた大会
- ・学校から持ち帰った配布プリント
- ・子どもから聞かれて

調査対象：志免町内の産婦人科に通う妊産婦 20 名 回答率 100%

調査方法：アンケート調査

調査日時：令和 3 年(2021 年)9 月 21 日～令和 3 年 10 月 19 日

①志免町に「子どもの権利条例」があることはご存じですか。

・はい 95%、いいえ 5%

●どこで知りましたか。役場

●知っている内容

| 知っている内容 | 内訳 (%) |
|-----------------------|--------|
| 志免町子どもの権利の日 | 20 |
| 自分らしく生きる権利 | 0 |
| 支援を受ける権利 | 0 |
| 子どもにやさしい町づくりの推進 | 0 |
| 安心して生きる権利 | 20 |
| 意見表明や参加する権利 | 0 |
| 家庭、子どもの施設、地域における権利の保障 | 20 |
| 子どもの権利救済 | 0 |

知らないと回答した人へ → 今後、条例について知りたいと思いますか。

・思う 75% 思わない 20%、無回答 5%

②子どもの権利条例は必要だと思いますか。

・必要である 50%、必要ない 0%、わからない 40%、無回答 10%

●必要である理由

- ・年齢に関係なく一個人として尊重されるべきと思ったから
- ・差別や暴力から守るため
- ・子どもが成長していくうえで大切なことだと思うから
- ・子どもだからといって、命や知る権利を守ることが必要だと思うから
- ・子どもが安全にいらしていくため
- ・子どもからの SOS など早期にキャッチする必要があると思うから
- ・人間として生まれてきて当たり前のことだと思う。
- ・ひとりの人間だから
- ・親や大人は子どもを守り育てる責任がある

③子どもの権利条例が役に立ったことはありますか。

・ある 0%、ない 75%、無回答 25%

④子どもの権利条例啓発・普及のために配布されているパンフレットやリーフレットを受け取ったことはありますか。

- ・ある 10%、ない 90%

⑤子どもの権利条例啓発・普及活動をご存じですか。

| 知ってもらうための活動 | 内訳 (%) |
|----------------------------|--------|
| 小学校での権利に関する授業 | 0 |
| 子どもの権利かるた大会 | 0 |
| しおり・クリアファイル配布 | 5 |
| リーフレット・パンフレットの配布 | 0 |
| 出張スキッズ | 0 |
| 子ども実行委員会 | 0 |
| 文化祭 | 5 |
| 先生の新任研修 | 0 |
| ホームページ掲載 | 5 |
| 出張リリーフ | 0 |
| 広報掲載 | 0 |
| 人権を尊重する町民の集い | 0 |
| 条例冊子配布 | 0 |
| 乳幼児健診でのパンフレットの配布 (ブックスタート) | 0 |
| 全国自治体シンポジウム参加 | 0 |
| 子どもの権利関係活動報告書の配布 | 0 |

⑥子どもの権利条例について、ご家庭でお子様やご家族と話す機会がありますか。

- ・はい 0%、いいえ 100%

⑦保護者の方々に「子どもの権利条例」を知っていただくには、どのような方法が良いと思いますか。

- ・パンフレット等
- ・SNS などを通して知っていただくのがいいと思います。
- ・保育所・幼稚園・小中学校での全保護者に向けたパンフレットの配布
- ・WEB や広告
- ・既にやられているとは思いますが、必ず子ども関係で立ち寄る機会の多い役場や病院等での積極的な POP や声かけ
- ・SNS 発信
- ・病院等に掲示
- ・テレビ (ニュース) などで扱ったらいいと思う。
- ・学校やフリーペーパーとしての配布
- ・メディアでの取上げ
- ・幼稚園や保育所・小学校で時間を設けて教えてあげる。

⑧子どもの権利条例について意見をお聞かせください。(自由記述)

- ・よくわからない
- ・内容はとても重要なことであると感じました。
- ・町で行われている具体的な施策はありますか？
- ・保護者へ周知するとともに、子どもにも学校等で周知する機会が大切だと思います。
- ・今まで知らなかったので、今後知っていきたいと思います。
- ・ネグレクトや暴力が思っているより多いようです。条例を知ることによって少しでも考える機会が増え、子どもが守られる世の中になればいいなと思います。
- ・子どもだからと言ってないがしろにせず、子どもの意見に耳を傾けたいと思います。
- ・知る機会がないので、もっと広く掲示したらいいと思います。
- ・子どもが生まれるまでは病院（産婦人科）にかかるので、そこでの啓蒙を重視するのはどうだろうか。
- ・退院して子育てをしていくと孤立していきがちです。

所感まとめ

1. 子ども実行委員ヒアリング

子ども実行委員に対して、「志免町子どもの権利の日」やスキッズなど志免町の人権に関わる認知が広がっている。また、子ども実行委員は、「子どもの権利条例」の目的についても、子どもの人権の目線で考えることができている。これらのことから、子ども実行委員会の活動が、「子どもの権利条例」啓発・普及に有効であると考えられる。

次に、学校で実施されている「子どもの権利条例」の授業については、カルタやヒマワリの話が想起されて、印象に残っている。やはり、児童・生徒にとっては、授業を通して、「子どもの権利条例」を学ぶことが大切である。

スキッズの利用については、十分ではなく、課題として学校や家庭への啓発が必要である。「志免町子どもの権利の日」や「子どもの権利条例」における子どもの年齢については、専門的な内容であるため、児童・生徒が理解し定着するのは、難しい。繰り返し学習していかなくては、知識として定着はしない。

さらに、小学校4年生の時の「子どもの権利条例」についての授業については、授業のねらいが児童に伝わっていないところが見られる。授業が活動ありきになり、学習内容が児童に明確になっていないことが推測される。

子ども実行委員の児童・生徒は、子ども実行委員会の活動を通して、「子どもの権利条例」に関する内容や人権に関する内容について、理解を深めることができている。

今後も、子ども実行委員会では、様々な活動を通して、子どもの権利について知的理解を深め、人権を守るなどの実践的態まで高めていただきたい。さらに、子ども実行委員の児童・生徒が、各小・中学校における人権啓発のリーダーとして、活躍することを期待している。

また、小学校における「子どもの権利条例」の授業づくりについて、志免町のカリキュラムを作成し、町内の指導について統一を図り、子どもの権利にかかる学習の充実を期待する。

2. 子ども実行委員アンケート

子ども実行委員会に参加している児童・生徒は、「子どもの権利条例」や子どもの人権に対する認知や関心も高く、「子どもの権利条例」の必要性を強く感じている。このことから子ども実行委員会の活動が「子どもの権利条例」啓発・普及に有効であると考えられる。

次に、学校で実施されている「出張スキッズ」も、大変有効であることがわかる。児童・生徒にとって身近な学校生活の中で実施される「出張スキッズ」が、体験として心に残っていたことが考えられる。課題として、子ども実行委員会に参加している児童・生徒においても、「子どもの権利条例」が役に立った、と感じている児童・生徒が少ないことが挙げられる。「子どもの権利条例」がどんな場合に役に立つのか、具体的な場面を想定して、学びを

進めていく必要がある。同じく、小学校などで「リーフレット・パンフレット」を配布しているにも関わらず、「受け取っていない」と答えている子ども実行委員がいることから、配布時の説明や学習が不十分であったり、活用がなされていなかったりするのではないかと考える。さらに、「子どもの権利条例」が役に立ったと答えた子ども実行委員が少ないことから、子どもが役に立ったと実感できる場の設定が、学校・家庭・地域でおこなわれていないことが考えられる。

子ども実行委員でも、子どもの権利条例について家庭で話す機会が少ないことから、保護者と一緒に参加する子ども実行委員会のもち方について、今後、検討してもらいたい。

3. 小学生アンケート

子どもたちの「子どもの権利条例」の認知については、「出張スキッズ」「リーフレット・パンフレットの配布」が大変有効であることがわかる。これは、子どもにとって身近な学校生活の中で実施される「出張スキッズ」が、体験として心に残っていたためである。

また、学校で配布される「リーフレット・パンフレット」によって、教員の説明により、活動が意識化されている。しかし、小学校にて「リーフレット・パンフレット」を配布しているにも関わらず、「受け取っている子」と「受け取っていない子」と答えている子がいるということから、配布の時に印象に残る説明などが、教員からなされていないことが考えられる。

学校において「子どもの権利条例」について、学習したり話をしたりする活動を通して、「子どもの権利条例」についての認知が上がっており、子ども権利条例」についての必要性も上がっている。

ところが、「子どもの権利条例」が役に立ったと答えた子が少ないことから、子どもが役に立ったと実感できる場の設定が、学校・家庭・地域でおこなわれていないことが考えられる。

学校以外の啓発・普及の活動については、子どもが家庭の人と共通体験をしなければ、「子どもの権利条例」についての認知は高まらない。そのため、学校以外の活動を通して、小学生に「子どもの権利条例」についての認知を上げることは、難しい。子どもたちに「子どもの権利条例」の認知を広めるには、学校での授業や取組が、まず一番である。子どもたちは、学校外で「子どもの権利条例」に触れることがとっっても少ないため、保護者が同伴で興味・関心をもって、子どもの人権について触れさせる機会をもつことが大切になるのではないだろうか。

しかし実際には、その機会をもつこと難しい家庭が多いことが考えられるため、小学校において、発達段階に応じて、次のような取組を進める必要があると考える。①リーフレットやパンフレットを活用し、「子どもの権利条例」について学習すること、②子どもの権利カルタを用いた遊びを通して、「子どもの権利条例」について親しむこと、③「子どもの権利

条例」の原文を活用した人権学習を実施すること、などが考えられる。

今後さらに子どもへの認知を広げ、子どもの人権の理解を深めるためには、やはり保護者と連携する取組も大切である。例えば、子どもたちの「子どもの権利条例」の学習では、保護者の参観日として公開し、子どもと保護者が子どもの人権について考える授業を仕組んだり、保護者と懇談会を設定したりすることが、「子どもの権利条例」の啓発及び普及になるとともに、子どもの人権を守ることにも繋がると考えられる。

4. 中学生アンケート

子どもの権利条例を60%の生徒が知っており、70%が子どもの権利条例を必要と思っている。志免町の啓発取り組みの中で子どもの権利かるた、小学校での授業、しおり・クリアファイル配布、パンフレットの配布が印象に残っているが、家庭内で話す機会は全く無いようである。子どもの権利条例を多くの人に啓発する意見を求めたところ、ほぼ全員が回答しており意識の高さが伺える。他の自治体には無い子どもの権利条例が志免町にはあるということは素晴らしいと思う。

今後、志免町に「子どもの権利条例が有る」と印象に残るようなポスターを貼る事が大きな普及啓発のひとつになると思われる。また子どもの権利条例を身近に感じるために、生徒手帳に掲載する事も考えられる。

子どもたち自身で「子どもの権利条例」に対する理解をより深め、子どもたち自身が生徒会などで活発に普及啓発の取り組みをする事で、認知度もさらに上がるのではないだろうか。守られる立場の子ども時代に子どもの権利について知ることによって、大人になり子どもの権利を守り、守る行動に繋げることが可能になると思う。

5. PTA役員アンケート

本アンケート調査は、一定数の町内各学校の保護者代表であるPTA役員へ限定的に実施したものであり、この限りではない。生徒・児童への条例関連の配布物による認知が一定数あり、リーフレット・パンフレット等、視覚への訴えかけへの効果はある。子どもの権利条例の「子ども」という対象を明確にした発信や子ども向けに配布する活動を通じて、条例についての理解を深めたいと考える保護者が多いことに繋がっている。

一方で「大人」である保護者サイドには関係ないという認識を持たれている方も少数存在する。保護者向けに条例についての学びの場を設けることにより、効率的に啓発・普及が行えるのではないだろうか。

また、これまでの活動によっても認知されていない層や、認知度が伸びていない現状を踏まえた保護者への学びの場の提供の必要性が課題に挙げられる。また、設問④⑦に対する回答からも、生活レベルへの落とし込みができていないことが明らかであり、何か問題が生じ

たときに役立つ条例ではなく、子どもの権利条例があることにより、子ども達が安心安全に生活できているという、日常生活の中で感じ取れるような働きかけ（パンフレット・リーフレット等の作成）が必要なのではないかと考える。

6. 妊産婦アンケート

乳幼児健診でのパンフレットの配布としてブックスタートに対する認知度が0%であった。対象者が子どもの権利条例啓発・普及活動を知る機会を与えられていながらも、その情報を受け取ることにはつながっていないことが分かる。また、妊産婦の興味や関心の優先事は出産に関する事項に向きやすい時期で、子どもの権利条例の内容が自分の実子に関わることと結びつく意識が持ちにくいことが考えられる。妊産婦の中で、初めての出産を控えた妊産婦にとって、子どもの権利条例は出産後に子育てをはじめ、子どもの対人関係の様子を目の当たりにする時期に初めて意識するのではないだろうか。

また、志免町への在住期間により認知度は異なる可能性がある。例えば、回答者が幼少期等から志免町に在住している場合には自身が在籍していた学校等で「子どもの権利条例」を知りえるが、結婚を機に志免町に在住された場合には、知る機会に恵まれていない可能性がある。今後は独身あるいは、結婚を機に子どもを授かることを意識する時期、出産前の妊産婦期、さらにさかのぼり子ども時代など、ライフステージに応じた啓発活動のアプローチ方法の工夫が求められる。

子どもの権利条例の存在を知らないが、子どもの権利が守られることの意義は認識することに繋がっている一方で、「知らないからわからない」ため条例の必要性を検討することに約50%が繋がっていないため、まずは志免町住民に「条例があることを知らせる」啓蒙活動を最初に取り組む必要性が考えられる。

対象世代は、行動範囲が限られる可能性が高い。そのため利用する情報ツールには、SNSに関連したものが多く、「知る」ために紙媒体に加え、ネット等を活用した認知度の上げ方の検討が必要だと思われる。

資料 2

志免町子どもの権利条例啓発・普及のための聞き取り調査報告

1 教育行政の取組

- ・調査対象：志免町教育委員会
- ・訪問日時：令和3年(2021年)8月20日(金)午前11時～11時45分
- ・訪問者：入江委員長、松並委員、吉田委員、子育て支援課職員 計4名
- ・調査内容：第2期志免町教育振興基本計画における「志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実」の状況
- ・応対者：教育長、学校教育課長、指導主事

志免町役場第4会議室において、聞き取り調査を行い、以下の回答を得た。

(1) 条例に基づく教育の方針及び内容

志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実として、以下3点について説明があった。

- ・教職員を対象とした志免町子どもの権利条例に関する研修会の実施や、児童生徒に対する志免町子どもの権利条例に基づく学習等の実施を通して、条例の周知や啓発に努めている。
- ・児童生徒の望ましい人間関係づくりのために、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、人間関係づくりのスキル等の向上を図っている。
- ・児童虐待の早期発見に努めるとともに、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図っている。

なお、以上の取組については、町のホームページや各学校の学校だより等で町民や保護者に知らせているとのことであった。

(2) 町立小中学校教育指導計画への位置付けの状況

志免町が目指す“豊かな人間性を育む教育”を柱とした人権教育を各学校のカリキュラムに位置付けている。

- ・教職員を対象とした志免町子どもの権利条例に関する研修会の実施している。
- ・児童生徒に対する志免町子どもの権利条例に基づく学習等の実施している。

(3) 町立小中学校教職員を対象とした研修の実施状況

- ・新型コロナウイルス感染拡大以前は、年度当初や文化の日前後など、1年間に三回、研修を行っていたが、感染拡大により、集団での研修が難しくなった。
- ・今年度、人権研修として、特定非営利活動法人スペース de GUN2 百田英子先生に話をしてもらう予定であり、子どもの権利条例についても話をしてもらう予定である。
- ・子どもの権利条例については、学校を介して、周知してもらうことになる。

(4) 児童虐待等、子どもへの人権侵害に対する施策の実施状況

- ・いじめに関しては、学校が早期発見に努め、認知件数を増やすようにしている。
- ・虐待に関しては、虐待が家庭内で行われるため、学校側で把握することが難しい部分が

あるが、教育委員会、学校、役場、児童相談所と連携して、対応している。

(5) 今後の課題

- ・「子どもの権利条例」に関する学習をすべての小中学校の教育指導計画に位置付けること。
- ・他人の権利を大切にすると同時に、自分の権利の大切さに気づき、自分を守ることができるように指導すること。

(所感)

- ・地域に根差している民生委員との連携を進めることにより、児童生徒の見守りと支援の充実を図ることが期待できる。
- ・子どもに関わる機関が連携することで、早期に適切な対応を行うことが期待できる。

2 学校の取組

- ・調査対象：志免町立A小学校
- ・訪問日時：令和3年(2021年)8月20日(金)午後1時～1時30分
- ・訪問者：入江委員長、松並委員、吉田委員、子育て支援課職員 計4名
- ・調査内容：第2期志免町教育振興基本計画における「志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実」の状況
- ・応対者：教頭、教諭3名 計4名

(1) 条例についての認識

Q：現在の学校に赴任後、いつどのような場で知りましたか。

A：赴任時の町教委主催の研修会で説明を受けた。

A：教育長から「子ども一人一人を守って欲しい」という話があった。

Q：条例の意義や内容は、どの程度知っていますか。

A：スキッズからの配付物を配るときに意義や内容について確認して説明した。

(2) 児童生徒への指導の状況

〈3年生〉

人権の花ひまわり栽培

人権擁護委員の支援もあり一人一人の大切さを学習し、人権への理解を高める。

〈4年生〉

人権カルタを資料にした子どもの権利条例を学ぶ学習

- ・子どもの権利条例を楽しみながら理解し自分も他人も大切にすることを意識
- ・志免町子どもの権利相談室「スキッズ」、子どもの居場所「リリース」、パンフレット配付時の学習、相談会
- ・スクール・ソーシャルワーカー（学校と家庭との橋渡し）

(課題)

- ・保護者への周知を上げる。

(3) 指導の充実を図るための条件整備

- ・保護者に対してわかりやすい素材
- ・視覚に訴える。

(4) 保護者への啓発

- ・学級通信や学年通信で、都度、記載している。新型コロナウイルス感染拡大以前は、カルタ大会が行われるなどして、子どもから保護者に話す機会があったと思うが、現在は、カルタを行うことが難しくなっている。

(5) 今後の課題

- ・自分や家族が新型コロナウイルスに感染して差別されるかもしれないと心配している児童の不安を取り除くこと。
- ・家の人に悩みをうまく伝えることができず、教師にも言わない児童に対して、安心して相談できるように、1対1の教育相談の機会とその充実を図ること。

(所感)

- ・1対1の教育相談はかなり有効ではないか。現在、隙間の時間を使って行っているようなので、時間措置が必要ではないか。

- ・調査対象：志免町立B中学校
- ・訪問日時：令和3年(2021年)8月20日(金)午後3時～3時30分
- ・訪問者：入江委員長、松並委員、吉田委員、子育て支援課職員 計4名
- ・調査内容：第2期志免町教育振興基本計画における「志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実」の状況
- ・応対者：副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任 計4名

(1) 条例についての認識

Q：現在の学校に赴任後、いつどのような場で知りましたか。

A：前任校も志免町内の中学校だったので、赴任前から知っていた。(2人)

A：赴任時の町教委主催の研修会で知った(1人)

Q 条例の意義や内容は、どの程度知っていますか。

A：社会科の授業で「子どもの権利条約」について指導した際に志免町の条例についても説明した。(1人)

A：条例があることは知っているが、詳しい内容については十分理解していない。(2人)

A：校内研修で扱うことも検討したが、新型コロナウイルス感染拡大により、職員が一斉に集まることが困難となり、実現していない。

(2) 児童生徒への指導の状況

- ・夏休み前のパンフレット配付時
- ・子どもの権利条例冊子を3年生で配布

(課題)

- ・社会科授業で取り上げる。
- ・生徒が自主的に考え理解を深める場をつくる。

(3) 指導の充実を図るための条件整備

- ・新型コロナウイルス感染拡大により授業時間が限られる中、時間を確保する努力が必要
- ・文字より視覚聴覚による理解
- ・小学校時になじんだ人権カルタに触れ、条例回顧

(4) 保護者への啓発

- ・学年通信で紹介することもあるが、特段、保護者への啓発は行っていない。

(5) 今後の課題

- ・条例が策定された経緯について改めて学ぶことが必要である。
- ・小学生が使っている「子どもの権利かるた」の中学校での活用を検討する。

(所感)

- ・生徒会活動として啓発活動に取り組むことを検討してもらいたい。
- ・「子どもの権利かるた」のような中学生が楽しく学ぶことができる教材の開発が望まれる。
- ・小学生がかるたなどを用いて、子どもの権利条例の普及が進んでいるのに対し、中学生は、特段、授業などが行われていない。中学生は、小学生と比べ、理解度が高くなっているため、子どもの権利条例に関する授業を行うべきであると考えます。

(入江誠剛、松並直美、吉田幹生)

資料3

志免町子どもの権利条例に関する学校実態調査結果

1. 実施時期 令和4年(2022年)1月

2. 調査対象 志免町立小学校(4校)・中学校(2校)

3. 設問と回答

(1) 令和3年度教育指導計画に、志免町子どもの権利条例(以下、条例)に関する指導内容はありますか。

・有る(5校) 無い(1校)

↓

(2) 指導対象学年及び教科・領域名、指導内容を書いてください。

| 学年 | 教科・領域名 | 指導内容 |
|----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小4 | 総合的な学習の時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・人と共に生きることについて調べ学習(人権や障がいをテーマにした内容) ・発表や体験学習を行っている。 ・「人権カルタについて学ぼう」の中で取り扱う。 ・人権かるたを通して、志免町には子どもの権利を守る条例があることを知り、自分や友達を大切にしようとする心を育てる。 ・人権かるたを取組の柱にし、活動しながら志免町子どもの権利条例についても知り、人権への理解を深める。 |
| 小全 | 道徳科 | ・人権を守ることに関する価値項目の内容で資料として扱う。 |
| 中3 | 社会科 (公民的分野) | ・権利条約の「学習権」を中心に日本国憲法と関連付けて指導した。 |

(3) 条例に関する指導は、主にどなたが推進されていますか。該当するものに○を付けてください。(複数回答可)

| | 校長 | 副校長 教頭 | 主幹教諭 教務主任 | 社会科 担当教員 | 道徳教育 担当教員 | 人権教育 担当教員 | その他 |
|----|----|-----------|--------------|-------------|--------------|--------------|-----|
| A小 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| B小 | | ○ | ○ | | | | |
| C小 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| D小 | | ○ | | | | ○ | |
| E中 | | | | ○ | | | |
| F中 | | ○ | ○ | | | ○ | |

(4) 校内研修計画に条例に関する研修はありますか。

- ・有る（3校） 無い（3校）

↓どのような内容ですか

- ・一般研修の内容で、人権教育の一環として行っている。
- ・人権教育研修の中で「条例」を取り上げ、内容を全職員で再度確認し、各学級児童の様子や状況について権利が守られているのかという視点で振り返った。
- ・学人研の研修の場や終礼等の全職員参加の場において、条例の実際や委員会の活動の周知を行い、職員として遵守していくことを共通理解する。

(5) 条例に関する本年度の指導の成果と課題をお書きください。

- ・「志免町子どもの権利条例」についての研修で理解が深まった。
- ・「志免町子どもの権利条例」の理解・啓発については、年度替わりの異動に伴い年度始めに改めて研修を行う必要がある。また、日ごろから条例に見合った教育活動がなされているかを振り返ることの大切さを感じている。
- ・長期休業前を中心に各学級・学年で条例について学ぶ機会をつくり、自分たち自身で自分たちの権利について会話する姿が表れた。また、人権をテーマに学習参観を実施し、学習の中で条例に触れるとともに、学校で作成した条例パンフレットを配付し保護者への啓発をはかった。学校通信でも内容を取り上げることができた。
- ・毎年、特定非営利活動法人スペース de GUN2 百田英子先生に来校していただき、志免町に住む子どもたちの権利を守る条例についてかるたを通して学ぶことができている。子ども達自身、一人一人が権利に守られた大切な存在であることを学べるため、今後も継続して取り組んでいきたい。
- ・子どもの権利条例について、全職員に周知し遵守するための意識向上を図ることができた。
- ・2月実施予定の人権かるたについて新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、よりよい活動を工夫していく。
- ・中学3年生の社会科授業を通して、生徒の人権に対する意識を高めることができた。特に、学習権の学習では、日本国憲法と関連付けて学習を進めている。
- ・教職員の人権感覚を高め、生徒の人権意識を育てるために、職員研修を充実させる必要がある。

4. 所感

新型コロナウイルス感染拡大の下、時間確保や実施方法等で様々な制約がある中、教育指導計画に位置付けて、組織的・計画的に取り組んでいる学校では、児童生徒の姿から成果が確認されている。

また、学校で作成した条例パンフレットを保護者に配付したり、学校通信で内容を取り上げたりするなど、保護者への啓発を工夫している学校もあり、公教育としての役割を果たしていると思う。今後、ゲストティーチャーの招へいや人権かるたのような効果的な教材の開発・採用が進むことを期待する。（入江誠剛）

3. 活動報告

【志免町子どもの権利に関する行動計画について】

志免町子第 255 号
令和 4 年 5 月 3 0 日

志免町子どもの権利委員会
委員長 入江 誠剛 様

志免町長 世利 良末

志免町子どもの権利に関する行動計画について（諮問）

志免町子どもの権利条例第 2 5 条の規定にもとづき、志免町子どもの権利に関する行動計画について、具体的且つ新たな視点から、貴委員会の意見を求めます。

志免町子どもの権利に関する行動計画について

(答 申)

令和5年(2023年)3月

第5期志免町子どもの権利委員会

はじめに

第5期子どもの権利委員会は、志免町長からの諮問（令和4年5月30日）に基づき、「志免町子どもの権利に関する行動計画案」の内容（基本目標、基本政策、事業）について協議を重ね、具体的な意見を述べてきました。それを受けてまとめられたのが、「志免町子どもの権利に関する行動計画」です。

この行動計画が、今後、担当各課の連携のもと、組織的・計画的に具現化されていくことを期待します。

令和5年(2023年)3月

第5期志免町子どもの権利委員会
委員長 入江 誠剛

志免町子どもの権利に関する行動計画(体系図)

| 基本目標 | 基本施策 | 事業 |
|-------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 子どもの権利の周知・普及 | 子どもの権利の普及啓発・子どもの権利に関する意識の向上 | (子ども・家庭・地域)普及啓発・広報・SNS |
| | 子ども施設における子どもの権利保障 | 学校・保育園等に対する研修、保育士・教員等の働き方改革 |
| 子どもが安心して生きる力を支援する | いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消 | 町の教育相談室、SSWの活用、児童相談所・警察との連携強化 |
| | 児童虐待防止にむけた支援の充実 | 要対協を中心とした関係機関連携 |
| | 様々な環境にある子どもや家庭への支援 | 障がい児・ひとり親支援・子どもの貧困対策 (子ども医療費助成・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等の制度の周知) |
| | 保護者に対する子育て支援の充実 | 子育て支援センターの充実、幼児期の教育・保育、学童保育の充実、 子育てサポート事業等の充実 |
| | 安心できる居場所づくり | 中高生の居場所リリーフ |
| | 救済体制の整備 | 子どもの権利救済委員 民生委員・児童委員等関係機関の連携強化 |
| 自分らしく生きる力を支援する | 地域での子ども活動の奨励支援 | 子ども育成会における交流促進・活動支援、地域子ども教室の活動支援 |
| | 安心できる居場所づくり(再掲) | 中高生の居場所リリーフ |
| 子どもの意見表明や社会参加の推進 | 子どもへの権利に関する相談 | 子どもの権利救済委員・子どもの権利相談室 |
| | 社会への子ども参加促進と意見尊重 | 各施策等での子どもの意見聴取・子ども実行委員 |
| | 地域での子ども活動の奨励・支援(再掲) | 子ども育成会における交流促進・活動支援、地域子ども教室の活動支援 |
| 子どもにやさしいまちづくりの実現 | 保護者に対する子育て支援の充実(再掲) | 子育て支援センターの充実、幼児期の教育・保育、学童保育の充実 |
| | 様々な環境にある子どもや家庭への支援(再掲) | 障がい児・ひとり親支援・子どもの貧困対策 (子ども医療費助成・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等の制度の周知) |
| | 児童虐待防止にむけた支援の充実 | 要対協を中心とした関係機関連携(民生委員の活用) 虐待・養育困難についての情報提供の充実 |
| | 子どもたちが安心して暮らせる環境づくり | 危険箇所の整備、交通安全対策、青少年問題協議会、こども110番の家 |

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 基本目標 | 1.子どもの権利の周知・普及 |
| 基本施策 | 1.子どもの権利の普及啓発・子どもの権利に関する意識の向上 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | 子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進 | 広報やホームページへ、SNSの掲載をはじめ、パンフレットの配布やイベント等を行い、子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の取り組みを進めます。また、地域活動を行っている団体や社会体育・教育団体、公民館や民生委員等への出前講座や啓発を行います。 | 子育て支援課 |

| | |
|-------------|---------------------|
| 基本目標 | 1.子どもの権利の周知・普及 |
| 基本施策 | 2.子ども施設における子どもの権利保障 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|---------------|-----------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 | 保育園・学校等に対する研修 | 保育園や学校、町職員に対して、子どもの権利に関する研修を実施します。 | 子育て支援課 |
| 2 | 子ども施設の働き方改革 | 保育士や教職員が子どもと向き合える時間を確保するために、保育補助や学級補助員等を活用し働き方改革の取組を進めます。 | 子育て支援課 学校教育課 |

| | |
|-------------|------------------------|
| 基本目標 | 2.子どもが安心して生きる力を支援する |
| 基本施策 | 1.いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|---------------------|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 | 教育相談機能の充実 | 教育相談室に教育相談員とスクールソーシャルワーカーを配置し、来室相談、電話相談、訪問相談を行います。 | 学校教育課 |
| 2 | ひきこもり及び不登校への対応 | 各中学校に適応指導教室を設置し、教室へ入れない生徒に対し、NPO 法人との連携により不登校の生徒への学習支援、心の支援を行います。 | 学校教育課 |
| 3 | 子どもの視点に立った関係機関の連携強化 | 町教育相談室のスクールソーシャルワーカーが子どもの最善の利益を考慮しつつ、児童相談所、警察等の関係機関との連携を図ります。 | 学校教育課 |

| | |
|-------------|---------------------|
| 基本目標 | 2.子どもが安心して生きる力を支援する |
| 基本施策 | 2.児童虐待防止に向けた支援の充実 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1 | 要保護児童対策 | 児童虐待案件が関係各課で情報共有され、解決できる方向へ導くよう、志免町児童虐待防止ネットワーク会議、実務者会議の開催と要保護児童に関する相談を行う。 | 子育て支援課 |
| 2 | 虐待防止等への対応に向けた関係機関の連携強化 | 虐待、養育困難等に対応して迅速で適切な保護・指導を図るため、保育機関、教育機関、保健医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化します。また、月1回の関係各課による実務者会議や年に2回の志免町虐待等防止ネットワーク会議を実施し、情報の共有を行いながら早期発見、早期対応に努めます。 | 子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課 まちの魅力推進課 |
| 3 | 虐待・養育困難に関する情報提供の充実 | 虐待・養育困難に対応する相談機関について、情報提供を行います。また、通報の義務や虐待としつけの違い等については広報やホームページに掲載し町民への理解を図ります。 | 子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課 |

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 基本目標 | 2.子どもが安心して生きる力を支援する |
| 基本施策 | 3.様々な環境にある子どもや家庭への支援 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 子育て世代包括支援センターによる相談体制の充実 | 子育て中の保護者の悩みを聞き、相談に応じる子育て相談を実施し、電話や面談での相談の充実を図ります。 | 健康課 子育て支援課 |
| 2 | ひとり親家庭への支援サービスの充実 | 母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員(ヘルパー)を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を図ります。 | 子育て支援課 |
| 3 | 児童手当等の周知 | 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等については、ホームページ、広報等を通じて制度の周知徹底を行います。 | 住民課 |
| 4 | 子ども医療費助成の継続 | 子どもの医療費自己負担軽減のために、中学生までは入院・通院の助成をしていきます。今後も助成制度の維持に努めます。 | 住民課 |

| | |
|-------------|----------------------------|
| 基本目標 | 2.子どもが安心して生きる力を支援する |
| 基本施策 | 4.保護者に対する子育て支援の充実 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 多様な手段を活用した情報提供の充実 | 広報や子育てパンフレット、町内回覧板、ホームページ等の多様な手段を活用して情報提供を進めます。また、町民による子育て情報の発信に対して支援を行います。 | 子育て支援課 健康課 |
| 2 | 幼児期の教育・保育の質の向上 | 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育環境の整備を進め、充実を図ります。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質の向上を図ります。 | 子育て支援課 |
| 3 | 学童保育の充実 | 利用者のニーズを把握しながら、学童保育の内容の充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| 4 | 子育て支援センターの充実 | 志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターにて、子どもと保護者の交流や体験・学習の場の提供、子育てについての相談等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| 5 | 子育てサポート事業の充実(ファミリー・サポート・センター) | 「ファミリー・サポート・センターしめ」の事業目的や運営の特徴について、広報等を活用した情報提供を行うとともに、会員数の動向や援助活動の現状を踏まえ、子育てサポート事業の充実に努めます。おねがい会員、まかせて会員を増やし、援助活動を充実させます。 | 子育て支援課 |

| | |
|-------------|----------------------------|
| 基本目標 | 2.子どもが安心して生きる力を支援する |
| 基本施策 | 5.安心できる居場所づくり |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 子どもの遊び場の充実 | 気軽に利用できる子どもの遊び場として、シーメイトの「なかよしパーク」の充実を図ります。また町内の公園を活用した子どもの多様な遊び場づくりに努めます。さらに遊びボランティアの育成を図ります。 | 子育て支援課 福祉課 |
| 2 | 公共施設における居場所の拡充 | 乳幼児と保護者が自由に集える場や子どもたちが気軽に過ごせる場として、身近な施設の利用促進に努めます。 | 子育て支援課 |
| 3 | 中高生世代の居場所づくり | 中学生から18歳までの子どもが安心して心や体を休めたり、話をしたりなど活動できる場として、坂瀬共同利用施設に「リリーフ」を設置、運営します。 | 子育て支援課 |

| | |
|-------------|----------------------------|
| 基本目標 | 2.子どもが安心して生きる力を支援する |
| 基本施策 | 6.救済体制の整備 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 子どもの権利相談体制の充実 | 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する相談等を充実するため、「子どもの権利相談室(スキッズ)」を運営するとともに、教育相談室や民生委員・児童委員、関係機関等への働きかけを行う等、連携の強化に努めます。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 2 | 関係機関と連携したきめ細かな支援の実施 | 教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。 | 子育て支援課 福祉課 学校教育課 社会教育課 健康課 生活安全課 まちの魅力推進課 |

| | |
|-------------|-------------------------|
| 基本目標 | 3.自分らしく生きる力を支援する |
| 基本施策 | 1.地域での子ども活動の奨励支援 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1 | 子ども会育成会 連絡協議会活動 支援 | 子ども会育成会連絡協議会の活動を支援します。 | 社会教育課 |
| 2 | 小学生の放課後 や夏休み等の居 場所の充実 | 小学生に向けて夏休みに実施している地域子ども教室に加え、放課後や学校の長期休業中(夏休み等)に安全で安心して活動できる居場所を確保し、多様な体験・活動を選択できる環境をつくります。 | 子育て支援課 |
| 3 | 休日や長期休暇 における子どもの 異年齢交流の 促進 | 生涯学習の一環として、子どもたちが地域の中でさまざまなことを学び体験できるよう、ジュニア講座等の事業を充実させます。 | 社会教育課 |
| 4 | 子どもや子育て サークルの活動の 支援 | 公共施設(シーメイト)での子どもや子育てサークルの活動に対して施設利用料の減免等支援を行います。また、地域の施設などについて利用しやすいよう施設開放を関係機関に働きかけ、自主的な活動の促進に努めます。 | 子育て支援課 福祉課 社会教育課 学校教育課 まちの魅力推進課 |

| | |
|-------------|--------------------------|
| 基本目標 | 3.自分らしく生きる力を支援する |
| 基本施策 | 2.安心できる居場所づくり(再掲) |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 子どもの遊び場の 充実 | 気軽に利用できる子どもの遊び場として、シーメイトの「なかよしパーク」の充実を図ります。また町内の公園を活用した子どもの多様な遊び場づくりに努めます。さらに遊びボランティアの育成を図ります。 | 子育て支援課 福祉課 |
| 2 | 公共施設における 居場所の拡充 | 乳幼児と保護者が自由に集える場や子どもたちが気軽に過ごせる場として、身近な施設の利用促進に努めます。 | 子育て支援課 |
| 3 | 中高生世代の 居場所づくり | 中学生から18歳までの子どもが安心して心や体を休めたり、話をしたりなど活動できる場として、坂瀬共同利用施設に「リリーフ」を設置、運営します。 | 子育て支援課 |

| | |
|------|------------------|
| 基本目標 | 3.自分らしく生きる力を支援する |
| 基本施策 | 3.子どもの権利に関する相談 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 子どもの権利相談 | 子どもの権利が救済、回復されるよう、子どもの権利に関する相談業務や子どもの権利侵害が疑われる場合は、子どもの権利救済委員が調査や人間関係の調整、是正要請等を行う。 | 子育て支援課 |
| 2 | 関係機関と連携したきめ細かな支援の実施 | 教育相談室等の相談に係る機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。 | 子育て支援課 福祉課 学校教育課 社会教育課 健康課 生活安全課 まちの魅力推進課 |

| | |
|-------------|----------------------------|
| 基本目標 | 4.子どもの意見表明や社会参加の促進 |
| 基本施策 | 1.社会への子どもの参加促進と意見尊重 |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | 子どもや保護者が参加しやすいイベントの充実 | 子どもの権利フェスタや子育て広場等の子どもやその保護者が中心となるイベントを充実させます。また、子育て支援団体との協働事業で外遊びを開催します。 | 子育て支援課 |

| | |
|-------------|------------------------------|
| 基本目標 | 4.子どもの意見表明や社会参加の促進 |
| 基本施策 | 2.地域での子ども活動の奨励・支援(再掲) |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1 | 子ども会育成会連絡協議会活動支援 | 子ども会育成会連絡協議会の活動を支援します。 | 社会教育課 |
| 2 | 小学生の放課後や夏休み等の居場所の充実 | 小学生に向けて夏休みに実施している地域子ども教室に加え、放課後や学校の長期休業中(夏休み等)に安全で安心して活動できる居場所を確保し、多様な体験・活動を選択できる環境をつくります。 | 子育て支援課 |
| 3 | 休日や長期休暇における子どもの異年齢交流の促進 | 生涯学習の一環として、子どもたちが地域の中でさまざまなことを学び体験できるよう、ジュニア講座等の事業を充実させます。 | 社会教育課 |
| 4 | 子どもや子育てサークルの活動の支援 | 公共施設(シーメイト)での子どもや子育てサークルの活動に対して施設利用料の減免等支援を行います。また、地域の施設などについて利用しやすいよう施設開放を関係機関に働きかけ、自主的な活動の促進に努めます。 | 子育て支援課 福祉課 社会教育課 学校教育課 まちの魅力推進課 |

| | |
|-------------|------------------------------|
| 基本目標 | 5.子どもにやさしいまちづくりの実現 |
| 基本施策 | 1.保護者に対する子育て支援の充実(再掲) |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 多様な手段を活用した情報提供の充実 | 広報や子育てパンフレット、町内回覧板、ホームページ等の多様な手段を活用して情報提供を進めます。また、町民による子育て情報の発信に対して支援を行います。 | 子育て支援課 健康課 |
| 2 | 幼児期の教育・保育の質の向上 | 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育環境の整備を進め、充実を図ります。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質の向上を図ります。 | 子育て支援課 |
| 3 | 学童保育の充実 | 利用者のニーズを把握しながら、学童保育の内容の充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| 4 | 子育て支援センターの充実 | 志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターにて、子どもと保護者の交流や体験・学習の場の提供、子育てについての相談等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| 5 | 子育てサポート事業の充実 (ファミリー・サポート・センター) | 「ファミリー・サポート・センターしめ」の事業目的や運営の特徴について、広報等を活用した情報提供を行うとともに、会員数の動向や援助活動の現状を踏まえ、子育てサポート事業の充実に努めます。おねがい会員、まかせて会員を増やし、援助活動を充実させます。 | 子育て支援課 |

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 基本目標 | 5.子どもにやさしいまちづくりの実現 |
| 基本施策 | 2.様々な環境にある子どもや家庭への支援(再掲) |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | 子育て世代包括支援センター「さくらの木」等による相談体制の充実 | 子育て中の保護者の悩みを聞き、相談に応じる子育て相談を実施し、電話や面談での相談の充実を図ります。 | 健康課 |
| 2 | ひとり親家庭への支援サービスの充実 | 母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員(ヘルパー)を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を図ります。 | 子育て支援課 |
| 3 | 児童手当等の周知 | 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等については、ホームページ、広報等を通じて制度の周知徹底を行います。 | 住民課 |
| 4 | 子ども医療費助成の継続 | 子どもの医療費自己負担軽減のために、中学生までは入院・通院の助成をしていきます。今後も助成制度の維持に努めます。 | 住民課 |

| | |
|-------------|------------------------------|
| 基本目標 | 5.子どもにやさしいまちづくりの実現 |
| 基本施策 | 3.児童虐待防止に向けた支援の充実(再掲) |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1 | 要保護児童対策 | 児童虐待案件が関係各課で情報共有され、解決できる方向へ導くよう、志免町児童虐待防止ネットワーク会議、実務者会議の開催と要保護児童に関する相談を行う。 | 子育て支援課 |
| 2 | 虐待防止等への対応に向けた関係機関の連携強化 | 虐待、養育困難等に対応して迅速で適切な保護・指導を図るため、保育機関、教育機関、保健医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化します。また、月1回の関係各課による実務者会議や年に2回の志免町虐待等防止ネットワーク会議を実施し、情報の共有を行いながら早期発見、早期対応に努めます。 | 子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課 まちの魅力推進課 |
| 3 | 虐待・養育困難についての情報提供の充実 | 虐待・養育困難に対応する相談機関について、情報提供を行います。また、通報の義務や虐待としつけの違い等については広報やホームページに掲載し町民への理解を図ります。 | 子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課 |

| | |
|-------------|------------------------------|
| 基本目標 | 5.子どもにやさしいまちづくりの実現 |
| 基本施策 | 4.子どもたちが安心して暮らせる環境づくり |

| 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 通学路・歩道の整備 | 歩道の安全を点検し、歩道と車道の分離等道路の改善やガードレール等の安全設備の充実を図るとともに、歩道や橋の整備にあたってはバリアフリー化に配慮します。 | 都市整備課 |
| 2 | 交通安全指導の実施 | 認可保育園、小学校等で、警察署等と連携し、交通安全指導員による交通安全教室を開催します。学年始めや長期休業明けに教職員・PTAによる交通安全指導を実施します。また、児童通学保護員を通学路に配置し、通学時の安全確保を図ります。 | 生活安全課 学校教育課 子育て支援課 |
| 3 | 通学路の安全性の確保 | 学校付近や通学路の点検を定期的に行い、危険箇所を把握し指導を行います。また、各小学校区の危険箇所への児童通学保護員の配置や地域青少年指導委員による見回りの強化、毎月第2水曜日の児童一斉見守りの日の呼びかけ等、安全対策を推進します。 | 学校教育課 社会教育課 |
| 4 | 防犯ボランティア活動の支援 | 「こども110番の家」の登録を促進し、子どもへの周知を徹底します。また、地域との連携による見守り隊の活動を支援します。 | 学校教育課 生活安全課 |
| 5 | 学校付近等におけるパトロール活動の推進 | 子どもを犯罪等の被害から守るため、地域青少年問題協議会やPTAの巡回パトロール等の実施に際して支援を行います。 | 社会教育課 生活安全課 |

4. 資料

【第5期子どもの権利委員会 委員名簿】

【委員よりひとこと】

【子どもの権利委員会だより】

第5期 志免町子どもの権利委員会 委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 団 体 等 | 備考 |
|--------------------|--------|-------------------------------------------------|------|
| 識見を有する者 | 入江 誠剛 | 福岡大学 人文学部 教育・臨床心理学科 教授 | 委員長 |
| | 山田 朋子 | 中村学園大学 教育学部 児童幼児教育学科 准教授 中村学園大学附属壱岐幼稚園 園長 | |
| | 吉田 幹生 | 弁護士 | |
| 関係団体及び 町民を代表する者 | 松並 直美 | 民生委員・児童委員 | |
| | 神武 佳代子 | 町民（町 PTA 連絡協議会） | |
| | 助村 千代子 | 町民（子育て支援者） | 副委員長 |
| | 播磨 千鶴 | 町民（子育て支援者） | |
| 教育関係者 | 井上 泰博 | 志免町立志免中央小学校 校長 | |

委員からひとこと

第5期志免町子どもの権利委員会
委員長 入江誠剛

志免町の皆さん、「志免町の自慢は何ですか？」と町外の方から尋ねられたら何と答えますか。私が町民だったら迷わず「子どもの権利条例があることです！」と答えるでしょう。これはお世辞ではありません。本当にそう思っています。

現在私は、大学で教職課程を担当しており、教員を目指す学生たちに人権について話をする機会がよくあります。その際に、好事例の一つとして紹介するのが「志免町子どもの権利条例」です。学生たちは、1994年に日本が「子どもの権利条約」に批准したことを学校の社会科の授業を通して学んでいます。

しかし、この条約に基づいて子どもの権利に関する条例を制定した自治体があることは知りません。そこで、志免町がそうであることを話すと、学生たちは一様に驚きの表情を浮かべます。そうした時、改めて志免町の先進性を認識するのです。

「志免町子どもの権利条例」は平成18年12月定例議会で可決され、平成19年度から施行されました。これは、九州の自治体として初めての制定であり、大変画期的なことでした。その後、条例に基づいて様々な事業が行われ、成果を上げてきたことは、第1～4期子どもの権利委員会報告書に記されているとおりです。

こうした経過を踏まえて、町長からの諮問として私たち第5期委員に課された使命は、志免町子どもの権利条例の啓発・普及のさらなる充実を図るための方策についての答申をまとめることでした。

そこで、私たちは、令和3年3月より、答申に向けた協議を開始するとともに、令和3年8月から令和4年1月にかけて、志免町教育委員会や小中学校を訪問するとともに、町内の関係者からの聞き取りやアンケート調査を行いました。その結果、条例の理念を活かした素晴らしい取組が、各所で行われていることが分かりました。

その一方で、条例認知度の向上とともに、条例を活かした取組の充実を図るための人員確保や環境整備が必要なことが明らかになりました。

第5期委員会では、調査に基づいて得られた情報をもとに協議を重ね、令和4年5月、町長に答申書を提出しました。その後、答申に基づいて志免町子どもの権利に関する行動計画が立てられました。今後この行動計画が、どのように具現化されていくのか、新たに発足する第6期委員会が、その進捗状況を見守ることとなります。

最後になりましたが、第5期委員会の活動にあたりご協力いただきました皆様、並びに、活動を支えていただきました子育て支援課の皆様にご心より御礼を申し上げます。

第5期志免町子どもの権利委員会
副委員長 助村 千代子

子育て支援者の立場で第5期子どもの権利委員を令和2年4月から3年間の任期で努めさせていただきました。

子どもの権利委員会は「志免町子どもの権利条例」第24条に定められるもので、第三者的な立場から子どもの権利保障状況を調査・審議し、町に報告・提言を行っていく機関で様々な角度から、子どもの権利の保障状況の審議を行っていきます。

第5期子どもの権利委員会は、「志免町子どもの権利条例」の啓発・普及を行うための方策について諮問を受けて、町民の認知度調査を行う事になりましたが、新型コロナウイルス感染拡大という状況下であったので、対象と設定した相手全てに、対面では難しく対面聞き取りとアンケート調査を行いました。

平成19年に子どもの権利条例が制定されてから、町ではいろいろな機会を通して多様な啓発・普及を行ってきたはいるけれど、町民の認知度は低いと感じました。

私のまわりでも同じで、ほとんどの方はご存知なく認知されていません。

まずは、自分の周りの人たちに話していく事も必要だと思いました。

私たち委員会が、今回提言させていただいたことが、施策となって少しずつでも進み「志免町子どもの権利条例」がひたひたと町じゅうに広がっていく事を、そして志免町の子どもたちが、安心して育っていけるように願っています。

3年間、志免町の子どもの権利委員として活動してきて、まだまだ子どもたちのためにやらなければいけないことや必要なことなどの課題がたくさんあると感じました。非行、いじめ、虐待をはじめ、子どもの問題は多々あります。

私は、普段、弁護士として、個々の依頼者のために活動しています。そして、子どもに関する事件に関しても、事件を通して色々なことを学び、考えてきました。

今回、子どもの権利委員として活動する中で、個々の事件で学んだ経験が生きた部分もあります。しかし、今回の活動の中で、志免町という単位で、子どもたちのために何ができるのか、あるいは、何が必要なのかという点を学び、考えることとなりました。個々人の単位では見えていなかったものを確認できたという点で、非常に良い機会となったと思いますし、私自身、この経験を今後活かしていきたいと思います。

さて、日本全体をみると、令和4年には、子ども基本法が成立し、令和5年4月には施行される予定です。これは、日本全体として、子どもの権利を保障する必要があると考えられたために成立したものです。志免町では、子ども基本法が成立するずっと前から子どもの権利条例が存在し、そういった意味で、志免町は、国よりもリードしていたものといえます。そのため、今回、子ども基本法が成立し、志免町も、より一層、子どもの権利の保障を充実させることが必要だと思えます。

ただし、どうすれば、子どもの権利の保障を充実させることができるのかという点は、非常に難しい問題です。そこで、私自身が、普段心がけていることは、子どもの話をよく聴くという点を意識することです。子どもの話をよく聴くということは、身近にできますが、簡単にできることではありません。普段の忙しい生活の中で、子どもの声を聴くということは、意識しなければ簡単にはできないと思います。また、子どもの声を聴けていると思っても、形式的に聴いているだけになっていることもあるかと思います。まずは、子どもの声を聴くということを意識してみるのが重要かと思います。

また、子どもが幸せになるためには、大人が幸せにならなければいけません。大人に余裕がなければ、子どもが幸せになるために活動することが困難であり、大人が笑顔になってこそ、子どもたちを笑顔にすることができるためです。

最後に、全ての子どもたちが幸せに生活し、人生を全うできるように願うとともに、今後、微力ながら、子どもたちのために、活動を行っていこうと思います。

第5期志免町子どもの権利委員

山田 朋子

第5期子どもの権利委員を拝命し、最初に志免町子どもの権利条例が成立するまでのプロセスを学ばせていただきました。子どもを中心に据えた志免町の行政の志しに導かれ、志免町住民のみなさまの幸福を具体化していく方向性の中で、日本の少子化問題が深刻となる令和時代を照らす先駆けとなる、本当に素晴らしい子どもの権利条例であることがわかりました。

振り返ってみますと、第1回委員会に身の引き締まる思いを抱えながら出席したことが昨日のようです。大変充実した貴重な学びの時間を過ごさせていただきました。子どもの権利条例や権利委員会への思いは、権利委員会だよりを通じて発信をされておりますが、この委員会活動には縁の下の力持ち的存在として、毎回、志免町子育て支援課の方々がとても熱心に、子どもの権利条例とともに志免町がさらに発展するようご尽力くださっております。そのおかげで世間が新型コロナウイルスの対策に追われる中でも、リモート会議の工夫などで、第5期子どもの権利委員会の活動の歩みをとめずにすみしました。

子どもの権利条例に関する認知度等の実態状況の把握をするという第5期の方向性が決定し、2班に分かれ、特に権利の主体となる児童や児童を取り巻く大人を中心に、訪問によるインタビューやアンケート調査を通じて、多方面の関係者の思いを集約した結果を基に、第6期につながるよう思いを込めた提言をさせていただきました。

多くの語り合いから率直な意見交換が活発に行われた委員会内の交流も、子どもの権利条例を起点とする繋がりの中で生まれたものです。かけがえのない経験をさせていただいた出会いに感謝を申し上げます。今後、益々のびやかに子どもたちが育まれる福祉が尊重され、志免町子どもの権利条例が子どもと、手をつなぎあう志免町のみなさまとともに、より充実しながら志免町が発展されますことを心より願っております。

第5期志免町子どもの権利委員

松並 直美

我が子が、志免町での学生生活を終えた後施行された条例ということで、恥ずかしながら委員を受けるまで詳しく知りませんでした。

委員を終えて、自ら発することのできない子どもたちの権利を守らなければならないこと、予防することで最悪の事態が防げる事案があるということなど、家族や地域の気づきがいかに大切かを改めて感じました。

委員会の活動の中で、小・中学校の訪問もさせていただき、忙しい業務の中での取り組みも知ることができました。

私自身、民生児童委員として活動させていただいておりますが、最近の状勢（コロナ・ゲーム等）も一因と思われる、家庭内の透明性が減少してきていることに危機感を覚えます。

まずは、大人が正しく理解すること。そのために、私達の活動が少しでもお役に立てれば幸いです。

これからも子どもたちに対する勇気をもった一歩を地域の皆様と取り組んでいきたいと思っております。

第5期志免町子どもの権利委員
神武 佳代子

第5期では「子どもの権利条例」の啓発・普及のための方策について、会議を重ねてきました。自分自身、これまで志免町に条例がある事は知ってはいましたし、各所の活動を目にしたたり、啓発活動のグッズを手に入れていることもありました。しかし、特に重要視することなく生活していたというのが現状で、何かあったとき必要な人のためのものという他人事のように認識していました。

今回、本委員会に所属させていただき、条例が制定された経緯や現況について学び、子どもの権利条例は何か起こってから必要なものなのではなく、子どもたちが豊かな環境の中で健やかに成長していけるよう支援するための条例であること。人権についても様々な問題が取り上げられている時代背景の中で、子育て中の大人や小・中学生だけでなく、広く社会全体に啓発・普及をさせていく必要性があるものだと感じました。

条例が制定され16年が経とうとする今もなお、条例が全世代に浸透していかないのは、大人は子ども達のように学びの機会があるのではなく、自ら学ぼうとし目を向けなければ、条例について学ぶ機会も持っていない方が大多数であるという現状が続いているからだと感じました。

今後は、これまでの啓発・普及活動をより幅広い世代に興味を持ってもらえるようターゲットを広げ内容を充実させるとともに、時代にあったアプローチをする必要があるだろうと思います。そこで、今期協議してきた権利条例の啓発・普及に向けての行動計画が速やかに実施され、少しでも多くの方々に志免町の素晴らしい権利条例を、個々の生活レベルで落とし込み（理解・活用）ができることを願います。

この度本委員会で、子どもの権利条例について理解を深めることができたこと、他の委員の素晴らしい見識を聴くことができたことなど、学びの多い貴重な経験ができました。今後はここでの学びを忘れることなく、大人も子どもも人権が尊重され、少しでも健やかに幸せに暮らせる町づくりに貢献していきたいと思います。

第5期志免町子どもの権利委員
播磨 千鶴

第5期中はコロナ感染症と新しい生活様式とどう付き合っていくのか社会全体で考えた期間でした。未だ感染対策をしながらの生活は続いています、少しずつでも日常生活が戻っていくのは嬉しいものです。

今期は「志免町子どもの権利条例啓発・普及について」「志免町子どもの権利に関する行動計画について」諮問を受け、調査審議しました。

「志免町子どもの権利条例の啓発・普及について」は、権利条例が教育指導計画へ位置付けされていない、リーフレットは配布されているが権利条例の認知度には結びつかないのが現状です。私の子どもたちも小中学生の時は授業などで学習していたようですが、子どもの権利条例と結びついていなかったのは事実です。提言により、子どもの権利条例への興味関心に繋がる一歩進んだ取り組みになればと思います。

「志免町子どもの権利に関する行動計画について」は、基本目標と施策と事業について意見交換をしました。その話し合いのなかで制定時から10年以上経過して、解説が今現在とリンクしていない箇所がありました。来期以降、解説なども含め、子どもたちと「子どもの権利」の話し合いの場が持て、変更していき、子どもたちに行き届く権利を目指してほしいです。

そしてこれからも子育てに嬉しい町として、「志免町子どもの権利条例」が町民全体に広がることを願っています。

さいごに第4期第5期と、子どもの権利に関わらせていただきありがとうございました。

第5期志免町子どもの権利委員
井上 泰博

この度、志免町子どもの権利委員会の委員をさせていただきまして、ありがとうございました。子どもの権利委員会の活動を通して、微力ながら、「志免町子どもの権利条例啓発・普及に関する提言（答申）」や「志免町子どもの権利に関する行動計画」について、お役に立てていれば、幸いです。

さて、平成19年（2007年）に、「志免町子どもの権利条例」が、九州の自治体で最初に施行され、15年程経ちました。これまで、志免町では施設や機関等において、子どもの権利条例の実現のために、多くの施策が実施されてきました。

今回、委員をさせていただいたことで、志免町の様々な施策や取組について、理解したり考えたりする機会をいただき、有り難く存じます。

そのような中で、子ども実行委員の児童・生徒たちは、一生懸命に子どもの権利について考えていることがわかりました。児童・生徒が、「子ども権利カルタ大会」などの行事にも、積極的に活動している姿が見られ、とっても感心しました。また、「スキッズ」の訪問、人権の花の取組など、志免町の児童・生徒への取組が充実していることも、改めて実感することができました。

本年度も、学校においては、「志免町子どもの権利条例」の啓発・普及のため、児童・生徒に授業をしたり、保護者に啓発をしたりしました。また、本年度は、町内会長様をはじめ、地域の方々にも、「志免町子どもの権利条例」について紹介して、御理解をいただきました。現在、町内会では、地域の行事を計画する前に、児童の意見を聞いて、それを反映していただけるようになってきました。この「志免町子どもの権利条例」を通して、児童と地域が繋がることができました。地域の皆様、児童の意見を受容していただき、ありがとうございます。このように、児童・生徒が、地域の方に対して、しっかりと意見を表明し、それができる環境を地域で創ってくださっていることは、とっても素晴らしいことです。

結びに、本年度より、志免町ではコミュニティ・スクールが始まりました。コミュニティ・スクールとして、「志免町子どもの権利条例」を大切にしながら、学校・家庭・地域が子どもを共に育てる「共育」に取り組んでいくことで、志免町の子どもたちが、安心して生活できることを願っています。

第5期 子どもの権利委員会 始動！！

子どもの権利委員会だより

VOI. 1

発行者

第5期

子どもの権利

委員会

8名のメンバーが、令和2年4月より3年間の任期で、第5期子どもの権利委員として委嘱を受けました。

平成19年4月に九州の自治体では初めて子どもの権利条例が施行され、今年で13年目となりました。この条例は、子どもたちが社会の一員として重んじられ、平和で豊かな環境の中で、健やかに成長していくことを支援するために制定され、「大人も子どもも幸せに暮らせる町づくり」を目指しています。

子どもの権利が正しく理解され、町民の皆様にも関心を持っていただけるよう情報発信に努め、委員会一同、力を合わせて活動してまいります。



★志免町子どもの権利委員会の役割★

条例に基づいて取り組まれる施策が、真に子どもの権利を保障することにつながっていくのか、第三者的な立場から、調査・審議する組織です。様々な角度から審議を行い、条例を生きたものにするために、重要な任務を担っています。

子どもの権利条例については、町の全文が公開され、条文ごとにわかりやすく解説が付けてありますので、一度のそいてみてください。

第1～2回委員会の様子

■第1回委員会 (R2.9.28)

誰もが想定外だった自粛生活を経て開催された第1回委員会に委員の緊張をほぐす自己紹介がありました。ユーモアを交えた「趣味・特技・今、気になっていること」のエピソードから人柄にふれる和やかなムードとなりました。子どもの権利条例策定の経緯や委員会の役割を確認し、3年間の見通しを持ちました。志免町の子どもの権利を守る第4期委員会のバトンを受け取り、今後の方向性について協議し、委員の使命を確認する有意義な会となりました。

■第2回委員会 (R2.11.9)

マスク越しに笑顔で参集した第2回は、講師にNPO法人スペースde GUN2 代表の百田英子さんをお招きし、中学生から18歳の居場所(リリーフ)のほほえましい交流やコロナ禍での「外で話をする青空リリーフ」の最新実践報告をしていただきました。思春期の子どもを受けとめながら最善の利益を模索し続ける事業内容とスタッフの熱い思いにふれました。更に第1～4期委員会活動の課題を振り返り、志免町の子どもの思い浮かべ立場の異なる視点から活発な議論が交わされました。

権利委員メンバー紹介

委員長 入江 誠剛 (いりえ せいこう)

福岡大学に勤務しております。38年間の小学校教員及びその後3年間の大学教員の経験を活かし、精一杯務めさせていただき所存でございます。

さて、志免町子どもの権利条例は、第1条においてその目的を次のように示しています。

「この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。」この中で私が特に注目致したのは、「子どもの最善の利益を第一に考えながら」という部分です。これは、今風に言えば「子どもファースト」であり、志免町に限らず、どの地域においても大切にしたい理念であると思います。条約や条例は、制定されることそれ自体にも意義がありますが、それ以上に、その趣旨や理念が、実生活において具現化されることが重要であると考えます。子どもの権利委員会の活動を通して、そのお役に立つことができたいという思いを胸に鋭意努力していく所存でございます。町民の皆様のご理解とご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。



第3回権利委員会 (R3.3.15)



【子どもの権利救済活動報告】

委員会の前半は、志免町子どもの権利救済委員から、令和元年度の子どもの権利救済活動に関して報告がありました。子どもの権利救済委員設置の経緯や概要、子どもの権利相談室の救済活動、広報活動などについて具体的に報告いただき、質疑応答を行いました。

後半は、「子ども・大人双方に対する志免町子どもの権利条例啓発・普及のための方策について」の諮問を受けて、志免町子どもの権利条例に対する認知度の現状や子どもの権利に関する啓発活動の現状について確認し、今後の検証方法や手段、子どもの権利条例に関する認知度を高めるための課題について、意見交換を行いました。



【意見交換会】

第4回権利委員会(R3. 7.12)

子どもの権利条例に関する認知度や啓発活動の現状を再確認し、より具体的な課題を把握するために、対象別に2チームに分かれて検討しました。各チーム、検証方法や手段についての打ち合わせを行いました。

検討の結果、Aチームは教職員等の「学校関係者」を対象にヒアリングを行い、Bチームは「児童・生徒・保護者・町民」を対象に、ヒアリングやアンケート調査を行うことに決まりました。ヒアリング等の実施時期については、関係機関と調整し、8~9月頃を計画しております。9月末には、各チーム中間報告を行い、情報を共有します。コロナ禍ではありますが、感染対策を徹底し、各方面へ向う予定です。

ヒアリング・アンケート調査対象の皆さま、子どもたちの権利が保障され、健やかに成長できるように必要な調査となっておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

Vol. 2

発行者

第5期

子どもの権利

委員会



子どもの権利委員 山田 朋子 (やまだ ともこ)



中村学園大学の山田です。幼稚園教諭や保育士の経験を経て、保育所実習や幼児教育の授業を担当し、2021年から中村学園大学附属吉岐幼稚園の園長を兼任する機会をえて、ますます子ども一人ひとりの最善の利益を保証することについて、身近に考えるようになりました。改めて、「知る」ことが理解と行動の始まりだと実感しております。「子どもがかけがえのない一人の人間として愛される、守られる、自分らしくいること、秘密が守られること、差別をされず、意見を聞いてもらえることや存在も大切にされる」かけがえのない「あたりまえの権利」を条例として謳う志免町の子どもたちが、さらに輝けるよう、理解を深め、役割を果たして参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

権利委員メンバー紹介

★子どもたちや学校関係者にヒアリングを行いました！

R3.8.5 に子ども実行委員、R3.8.20 に学校教育関係者（教育委員会・志免東小及び志免中の教職員）とヒアリングを行いました。

ヒアリングでは、子どもの権利条例の認知度から条例に関する学習・研修の機会について、施策

の実施状況など、様々な側面から質問しました。また、志免町



【子ども実行委員】



【志免中学校教職員】

立小中学校 PTA 役員や町内在住の妊産婦の皆様等を対象とした、アンケート調査も行いました。それぞれの立場からの率直なご意見をいただき、現状の再確認と今後の課題を確認することができました。

★第5回 権利委員会時の様子（R3.9.27）

子どもの権利条例に関する認知度や啓発活動の現状と成果の再確認として、2 チームに分かれ、A チームは「教職員等学校関係者」、B チームは「児童・生徒・保護者・町民」の方々へヒアリングやアンケート調査を実施した結果について、各チームの中間報告及び結果や考察についての意見交換を行いました。

その後、調査結果を踏まえ、子どもの権利条例に関する認知度を高めるための今後の課題や追加で必要な調査等について、再度各チームに別れ検討を行いました。お忙しい中、ヒアリングやアンケート調査に、ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。



【グループディスカッション】

子どもの権利委員会だより

Vol. 3

発行者

第5期

子どもの権利

委員会



権利委員 メンバー紹介



志免町子どもの権利委員 吉田 幹生



弁護士の吉田です。弁護士になってから、少年事件や虐待、いじめに関する事件など子どもに関する案件を多く取り扱ってきました。

日本も批准している子どもの権利条約には、子どもにかかわるすべての活動において、子どもの最善の利益が第一時的に考慮されるとされています。弁護士として活動する中で、子どもの最善の利益を考慮することの重要性を感じる一方で、子どもの最善の利益を考慮することの難しさも感じています。少しでも志免町の子どもたちのためにお役に立てればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

志免町子どもの権利委員 松並 直美



民生委員として参加しております松並です。二人の子どもは、志免町の小中学校を経て成人しました。

“志免町子どもの権利条例”は、子どもたちの卒業後に施行されたということで、内容、町の取り組み等、関わることなく過ぎてまいりました。今回、委員として条例に接する機会を得、民生委員の活動に大きく関わることであり、再認識致しました。

まずは、さらに理解し、活動につなげていけるように、協力、検討していきたいと思っております。



★第6回・第7回権利委員会★

第6回では、前回に続き、アンケートの最終報告と提言案について議論しました。アンケートの結果を受けて、「条例の周知に向けて、パンフレットの配布だけではなく、もう一歩進んだ取り組みが必要」「条例を知らない人方達にはどうしたら届くのか」、また「条例に興味関心を持ってもらうためにはどうしたら良いのか」など、子どもの権利条例の啓発と普及のために何を進めていけば良いのか各委員から意見を出し、いくつかの案を提示しました。

第7回は、提言案を持ち寄り、その解説を共有しました。これまでは抽象的な提言が多かったのですが、第5期は具体的な内容を示すことでできるだけ実効性のあるものにしたと考え、各委員と検討を重ねました。



【新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインで実施】

🌸 権利委員 メンバー紹介 🌸

志免町PTA会員として保護者の立場から、子どもの権利委員をお引き受けしました。志免町に「子どもの権利条例」がある事は知っていても、私のように内容理解まで至っていない保護者が多い実情があります。子ども達だけでなく、大人が「子どもの権利条例」について正しく理解し日常生活をする上で常に関係しているものだという認識が必要だと強く感じます。本委員会活動を通し、志免町の子ども達がより健やかに成長できるよう協力できればと思います。よろしくお願いいたします。



志免町子どもの権利委員
播磨 千鶴

第4期から子どもの権利委員を務めさせていただいている播磨です。コロナの影響で人と会って話す事が以前より減るなか、子ども達は自分の意見を言う機会、子ども達の話聴く環境はどうなっているのかなと考えます。志免町には「子どもの権利条例」があります。子どもも大人もその条例を知ることで、自分や相手を大切にすることにつながっていくと思います。今期もどうぞよろしくお願いいたします。



志免町子どもの権利委員
神武 佳代子

第8回権利委員会 (R4.3.29)

第8回では、「志免町子どもの権利条例啓発・普及に関する提言（答申）」について、文言や提示する資料の校正をおこないました。協議の中で、提言の内容が読み手にわかりやすいものになるよう、多くの意見が出されました。答申における表記の仕方を統一したり、町民全体に関わる内容を最初に提示したりするなど、修正を重ねていきました。



第9回権利委員会(R4.5.30)

第9回では、会議の初めに、入江誠剛委員長から世利良末町長へ、「志免町子どもの権利条例啓発・普及に関する提言（答申）」を手渡しました。

世利町長より、作成に至る労いと、提言について検討していくことのお言葉をいただきました。

その後、「志免町子どもの権利条例に関する行動計画」について審議しました。その基本目標や基本施策について、2つのグループ分かれて話し合い、具体的な内容について意見を出していきました。



【提言書】



【入江委員長（左）から世利町長（右）へ答申】



【行動計画案についてグループで意見交換】



権利委員の紹介

子どもの権利委員 井上 泰博（志免中央小学校校長）

「教育関係者」の代表として、委員をさせていただきます。本年度より志免町はコミュニティ・スクールが始まります。コミュニティ・スクール初年度として、「志免町子どもの権利条例」を中核に、学校・家庭・地域が子どもと共に育てる「共育」として、子どもの権利について考える年になってほしいと思います。

志免町の子どもたちが、安心して生活できることを願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

第 10 回権利委員会(R4.7.25)

今後、新たに策定する「子どもの権利条例に関する行動計画」について、町が示した「基本目標・基本施策・事業」について、子育て支援課より説明を受けました。

子どもの権利条例の普及啓発のために、学校の先生方への聞き取りや児童生徒、PTA等へ実施したアンケートの意見を計画に反映させるため、追加項目の提案と修正を行いました。



【第 10 回会議の様子】

第 11 回権利委員会(R4.9.26)

子どもの権利救済委員より、令和 3 年度の子どもの権利救済活動の報告が行われ、「ヤングケアラー等の新たな課題や、子どもの権利条例啓発冊子の解説も時代に合ったものに変えていく必要もあるのではないか」との意見が出されました。

子どもの権利条例に関する行動計画については、第 10 回で修正と提案を行った項目を確認し意見交換を行いました。



【子どもの権利救済委員より令和 3 年度の活動報告がありました】

子どもの権利委員会だより

Vol. 6
発行者
第 5 期
子どもの権利
委員会



権利委員の紹介

子育て支援者の立場で委員を務めさせていただいています。

平成 19 年に九州で初めて子どもの権利条例を「相談救済」を条項に盛り込み総合条例として制定されました。条例制定後は町の子ども施策が随分進み充実してきたと実感しています。しかし、住民の条例認知度は低く啓発普及のあり方に、今以上の工夫が必要と思います。

子どもの権利条例の理解がもっと進むように、役割を果たしてまいりたいと思います。

子どもの権利委員 助村 千代子



第12回～第14回権利委員会

第12回権利委員会(R4.11.21)

志免町教育委員会学校教育課より「志免町の不登校の現状と課題・対策」について説明を受け、町内の小中学校の不登校に対する取組や支援体制について質疑と意見交換を行いました。また、令和4年度子ども実行委員による「志免町子どもの権利かるた大会」やNHK福岡放送局との共催事業「みんなの子育て☆ふくみみ会」等子どもの権利啓発活動パネルの紹介がありました。子どもの権利条例に関する行動計画の内容について協議を行いました。

第13回権利委員会(R5.1.23)

子育て支援課より「改正児童福祉法」と令和5年4月1日より施行される「こども基本法」やこども家庭センターの概要について説明を受けました。また、「志免町子どもの権利に関する行動計画」と「第5期志免町子どもの権利委員会報告書」の内容について協議しました。

第14回権利委員会(R5.2.20)

「志免町子どもの権利に関する行動計画」と「第5期志免町子どもの権利委員会報告書」の最終校正を行いました。



【第14回会議の様子】

【第12回会議の様子】

子どもの権利委員会だより

Vol. 7

発行者

第5期
子どもの権利
委員会

「志免町子どもの権利に関する行動計画について(答申)」・
「第5期子どもの権利委員会報告書」を町長へ提出しました



令和5年3月27日に町長室において、入江誠剛委員長から世利良末町長へ「志免町子どもの権利に関する行動計画について(答申)」と、令和2年から3年間の任期を迎える第5期志免町子どもの権利委員による「第5期志免町子どもの権利委員会活動報告書」を提出しました。



【入江委員長(左)より世利町長(右)へ答申】



【世利町長と子どもの権利委員】

志免町は2007年に九州で初めて「子どもの権利条例」を制定した自治体です。令和4年10月現在、全国で62自治体が「子どもの権利条例」を制定しています。志免町子どもの権利委員会は、人権、福祉、教育など、子どもの権利にかかわる分野の専門職や町民から構成されています。第5期志免町子どもの権利委員会は、令和2年4月1日から令和5年3月31年までの3年間、8名の委員により子どもの権利について様々な活動や審議を行ってきました。今後も子どもの権利が保障され、子どもたちが健やかに成長していくことを願っています。【編集後記】